



パラ馬術規程

第4版、2024年1月1日より有効

発行 スイス

Copyright © 2023 Fédération Equestre Internationale 複写厳禁

Fédération Equestre Internationale

HM King Hussein I Building

Chemin de la Joliette 8

1006 Lausanne

Switzerland

t +41 21 310 47 47 f +41 21 310 47 60

e info@fei.org

www.fei.org

本規程は英文版が原本となります。

本規定の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

翻訳: 一般社団法人日本障がい者乗馬協会

目次

序文

FEI 馬スポーツ憲章（馬のウェルフェアのために）

第 I 章 競技会と競技

第 8401 条 パラ馬術競技会の目的

第 8402 条 競技会と競技のカテゴリー

第 8403 条 パラ馬術課目

第 8404 条 適正と資格の基準

第 8405 条 参加

第 8406 条 タイムテーブル - 一般条項

第 8407 条 アリーナとフットイング

第 II 章 エントリーと出番

第 8408 条 招待

第 8409 条 経費と特典

第 8410 条 エントリー

第 8411 条 交替

第 8412 条 エントリー料

第 8413 条 競技出場者の申告

第 8414 条 スタートイングオーダーのためのドロー

第 III 章 競技、採点、結果

第 8415 条 競技前のウォーミングアップ

第 8416 条 競技課目の実施

第 8417 条 時間と技術的過失

第 8418 条 審査用紙

第 8419 条 ペーパーレス審査(Paperless judging)

第 8420 条 採点

第 8421 条 ペナルティー過失 - 失権

第 8422 条 成績と得点の計算

第 8423 条 成績の公表

第 8424 条 表彰

第 8425 条 賞と賞金

第IV章 選手

第 8426 条 年齢要件

第 8427 条 服装

第 8428 条 名誉バッジ

第 8429 条 クラシフィケーション

第V章 馬

第 8430 条 年齢要件

第 8431 条 馬装 - 装備

第 8432 条 コンペンセイティングエイド(Compensating Aids)

第 8433 条 ホースインスペクションと獣医検査

第 8434 条 馬パスポート

第 8435 条 馬の薬物規制

第 8436 条 馬の調教

第 8437 条 馬の共有

第VI章 オフィシャル

第 8438 条 審判員

第 8439 条 技術代表

第 8440 条 クラシファイアー

第 8441 条 スチュワード

第 8442 条 獣医師委員会と獣医師代表

第 8443 条 経費と特権

附則 I パラ馬術アリーナ

附則 II FEI パラ馬術審判員のための注記

附則 III 全頭貸与馬のパラ馬術競技会のためのガイドライン

附則 IV COMPENSATING AIDS SUMMARY(コンペンセイティングエイド概要)

附則 V 罰則—概要

序文

本パラ馬術規程は 2023 年 1 月から施行する。

同じテーマを扱っているその他の全てのルール(その他のバージョン、その他の公式なドキュメントなど)は当規定に置き換わる。

本規程は国際パラ馬術競技会を統括する国際馬術連盟(FEI)の詳細なルールを提示しているが、定款、一般規程(以降「GRs」と略す)、獣医師規程(以降、「VRs」と略す)と併読する必要がある、

本規程で、全ての不測の事態に対して予測し、記述することは不可能である。予期することのできない、または例外的な状況においては、スポーツ精神に則って、パラ馬術規程や関連する FEI 規程や規則の主旨にできるだけ添うように判断を下すことは、審判員、関連する個人あるいは団体の責務である。本規程で定められていない事柄については、パラ馬術規程のその他の条項や、その他の FEI 規程や規則と最大限に整合性をとり、スポーツ精神に則って解釈するものとする。

大文字を含む単語は、パラ馬術規程、FEI 一般規程、または定款で定義されている。

略語の説明(JRAD)

N.F. = 各国馬術連盟

OC = 組織委員会、主催団体

FEI 馬スポーツ憲章

馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟 (FEI) は国際的な馬スポーツに係る全ての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

1. ウェルフェア概要

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには、厩舎設備及び飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼葉、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けるべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケア及び装蹄高い水準にななければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ的確なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱えるものが常に馬の管理のために同行していること。

e) 移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間を取らなくてはならない。

2. 競技参加適正

a) 競技参加への適正と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適正のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為及び薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェルフェアに係る深刻

な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および/または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬/出産直後の牝馬

妊娠4ヶ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具(鞭や拍車など)による過剰な扶助は認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。

a) 競技場

馬は適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて障害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気がよく、快適であり、馬の品種と性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b) 救急センター

必要であればさらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に輸送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当を施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技出場の頻度、その他の危険要因について、障害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

障害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEI は馬術スポーツに関わるすべてのものが競技馬のケア及び管理に関する知識について可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

第 I 章 競技会と競技

第 8401 条 パラ馬術競技会の目的

1. 国際パラ馬術競技会の目的は、障害のある馬術選手に競技に参加する機会を提供し、発展させていくことである。
2. 全ての選手にクラシフィケーションを行い、機能プロフィールとグレードを割り当て、それぞれの障害の程度に応じて使用が許可されたコンペンセーティングエイドを使用することで公平な競技を可能にし、それぞれの選手に適した競技課目を提供する。
3. 男女別の競技は認められない。

第 8402 条 競技会と競技のカテゴリー

1. 一般条項

1.1. 競技会の種類

FEI 一般規程に準拠して、国際パラ馬術競技会は CPEDI1*~CPEDI3*、FEI 選手権、地域、及びパラリンピック大会に分類され、これらの競技会は以下に記される規則に従って開催されなければならない。ただし、オリンピック大会やパラリンピック大会のように、先行する別段の規則がある場合はこの限りではない。

1.2. 国内競技会 (CPEDN)。FEI 一般規程参照。

1.3. 全ての競技会で、それぞれのグレードの選手はそれぞれのグレードの課目で演技する。

2. 競技会のカテゴリー

3. CPEDI1*

3.1. CPEDI1*競技会は、以下のように、5つのグレードそれぞれについて、2つか3つの個人競技で構成されなければならない。

競技	パラ馬術課目	参加
第1個人競技	パラノービステスト A	全ての選手
第2個人競技	パラノービステスト B	全ての選手
第3個人競技(任意)	パラノービス自由演技	全ての選手(任意)

3.2. 各競技には、個人の競技結果を作成する。

4. CPEDI2*

4.1. CPEDI2*競技会は、以下のように、5つのグレードそれぞれについて、2つか3つの個人競技で構成されなければならない。

競技	パラ馬術課目	参加
第1個人競技	パラインターメディアイトテスト A	全ての選手
第2個人競技	パラインターメディアイトテスト B	全ての選手
第3個人競技(任意)	パラインターメディアイト自由演技	全ての選手(任意)

4.2. 各競技には、個人の競技結果を作成する。

5. CPEDI3*

5.1. CPEDI3*競技会は、以下のように、5つのグレードそれぞれについて、3つの個人競技と、チーム競技で構成されなければならない。

競技	パラ馬術課目	参加
第1個人競技	パラグランプリ A	全ての選手
第2個人競技	パラグランプリ B	全ての選手
第3個人競技	パラグランプリ自由演技	資格のある選手

5.2. 各競技には、個人の競技結果を作成する。

5.3. チーム競技の結果は、以下のように作成する。

5.3.1. 各国は、1チーム以上エントリーしてはならない。チームは、競技の前に申し出のあった 3 名～4名の同じ国籍の選手で構成されなければならない。それぞれのチームには、1名のグレードⅠ、グレードⅡ、あるいはグレードⅢの選手が含まれていなければならない。選手は該当する課目の演技をする。パラグランプリ A とパラグランプリ B のパーセンテージを合計し、その結果、上位3名の成績で、最終的なチームの順位を決定する。チームに1つのグレードから2人以上の選手が含まれてはならない。

6. FEI 選手権

6.1. FEI 選手権は、4年に1度、FEI 一般規程に定められた優先順位に従って開催される。

6.2. 大陸選手権は、4年に2回、パラリンピックとパラリンピックの間に少なくとも1回、偶数年、または奇数年に開催される。各地域は、これらの選手権に申請することが奨励される。

6.3. これらの選手権は、FEI 一般規程と FEI パラ馬術規程に準拠して企画されなければならない。

6.4. 最少エントリー数

- 6.4.1. FEI世界選手権は、最初のホースインスペクションで、少なくとも6つのNFがチームとして参加している場合にのみ開催される。
- 6.4.2. FEI大陸選手権は、最初のホースインスペクションで、少なくとも3つのNFがチームとして参加している場合にのみ開催される。
- 6.5. これらの選手権は、開催の期日、スポーツの利害、賞金額の選択に関して、公式、非公式に関わらず、他の全ての国際パラ馬術競技会より優先される。
- 6.6. メダルは、5つのグレードそれぞれに対して、個人(第1競技)、チーム、個人(自由演技決勝)に授与される。
- 6.7. 選手権においては、チーム選手権以外のチーム競技は認められない。

7. FEI世界・大陸シニア選手権のフォーマット

競技/メダル	パラ馬術課目	参加者	説明
第1競技-それぞれのグレードに個人メダルを授与	パラグランプリ A	全ての選手	個人決勝&個人選手権の最初の予選競技
第2競技 チームメダル	パラグランプリ B	全ての選手	個人決勝とチーム決勝の第2予選競技
第3競技	パラグランプリ 自由演技	資格のある選手	個人決勝

8. パラリンピック大会

別途 FEI ホームページに掲載のパラリンピック大会における馬術競技会の規則参照。

第 8403 条 パラ馬術課目

1. 各グレードには、それぞれ以下の課目がある。

パラ馬術課目-全てのグレードに以下の課目-FEI ホームページに掲載
パラノービステスト A、B
パラノービス自由演技
パラインターメディアイト A、B
パラインターメディアイト自由演技
パラグランプリ A
パラグランプリ B
パラグランプリ自由演技

2. 公式なパラ馬術課目は FEI によって発行されており、変更をすることはできない。

3. パラ馬術課目と自由演技課目は、選手の適性に合わせて5つのグレード(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)に分類される。可能であれば、全てのグレードが含まれていることが望ましい。

グレードごとのパラ馬術課目	含まれる運動
グレードⅠ課目	常歩のみ
グレードⅡ課目	速歩と常歩
グレードⅢ課目	速歩と常歩
グレードⅣ課目	常歩、側方運動を含む速歩、駈歩
グレードⅤ課目	常歩、側方動を含む速歩、側方運動を含む駈歩

4. FEI パラ馬術競技では、公式 FEI パラ馬術課目あるいは公式 FEI 課目以外を使用することはできない。

第 8404 条 適正と資格の基準

1. 選手は、CPEDI3*、FEI 世界・大陸選手権、パラリンピック大会、その他の出場資格が必要な競技会に出場する場合は、出場資格を得ることが求められる。
2. 資格基準と最低資格要件については、FEI ホームページに掲載されている。
3. 自由演技競技への出場資格
 - 3.1. CPEDI1*、CPEDI2*では、自由演技競技の開催が予定されている場合、全ての選手が参加することができる。選手はエントリー時に出場する意向を申し出なければならない。
 - 3.2. CPEDI3*では、各グレードの参加選手の上位3分の1の人馬のコンビネーションが自由演技競技への出場資格を得る(グランプリ A と B の合計結果に基づく)。上位3分の1が8名に満たない場合は、8名の選手が参加資格を得る。しかし、自由演技に参加する選手は、パラグランプリ A とパラグランプリ B の平均が、最低 60%に達していなければならない。選手は1頭の馬と自由演技競技に参加することができる。複数の馬で参加資格を得た選手は、どの馬で参加するかを選ぶことができ、遅くとも、前に行われた競技が終了してから1時間後に、どの馬で出場するかを申し出なければならない。出場資格を得た選手が出場辞退、あるいは失格となった場合には、次に出場資格のある選手が出場する。
 - 3.3. FEI 選手権においては、パラグランプリ A とパラグランプリ B の結果の合計から、グレードごとに上位8名の選手(同着8位となった選手を含む)が出場資格を得る。自由演技競技に出場するためには、全ての選手が、2つの課目の合計の平均スコアが少なくとも 60%に達していなければならない。それぞれのグレードに対して個人メダルが授与される。

第 8405 条 参加

1. 全てのレベルの競技会において、獣医師や医師による別途の証明書を提示しない限り、参加資格

を得ている場合には参加することが義務付けられている。参加の義務がある競技に、正当な理由なく参加しない選手は、当該競技会の他の競技で獲得した順位と賞金を失い、競技会から失格となる。

2. 全ての CPEDI において、1 人の選手は1つのグレードにつき、2頭の馬に騎乗することができる。馬のエントリー数が多数である場合には、OC は抽選とするか、出場頭数を制限する。
3. FEI 選手権、FEI 大会においては、1 人の選手はそれぞれの競技会で複数の馬に騎乗することはできない。
4. 安全のために、馬は他の馬たちの近くで、危険と思われる振る舞いをしてはならない。馬が選手や他の馬たち、競技会に参加している人々にとって安全であることは、選手とチーム監督の責任である。

第 8406 条 タイムテーブル - 一般条項

1. タイムテーブル

- 1.1. パラ馬術の競技中の休憩時間は2時間を超えてはならず(昼食など)、別の競技によって中断されてはならない。例外として、FEI 本部の特別な状況下での許可がある場合には、この限りではない (FEI に書面で要望を提出する)。途中で小規模な競技が予定されている場合には、審判団の中から、他の審判がジャッジする。
- 1.2. 1つの競技へ参加する選手の人数が約40名以上となった場合には、OC は競技を2日間に分けて開催する。
- 1.3. 予定のタイムテーブルの最終的な変更は、FEI によって承認されなければならない。
- 1.4. 30名以上の選手が参加している場合、休憩の1つは少なくとも25分間でなければならない。休憩時間の分数は、休憩前の最後の選手の演技が終了してから、休憩後の最初の選手の演技が始まるまでの時間とする。審判員には1時間の昼食休憩が許可されるべきである。

第 8407 条 アリーナとフットイング

1. 承認

- 1.1. パラリンピック大会、地域大会、FEI 選手権において競技アリーナは、競技開始前に外国人技術代表のチェックと承認を得なければならない。
- 1.2. その他の国際競技会では、競技アリーナは、競技開始前に審判長のチェックと承認を得なければならない。

2. アリーナの規格

- 2.1. グレード I ~ III の競技は20m × 40m のアリーナで実施される。

グレードⅣとⅤの競技は20m×60mのアリーナで実施される。

- 2.2. アリーナは平坦で高低差がなく長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡の高低差はいかなる場合も60cm以下でなくてはならない。短蹄跡の高低差はいかなる場合も20cm以下でなくてはならない。アリーナは主として砂馬場なければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも10m以上の距離を置いて設置する必要がある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れていなければならない。アリーナそのものは高さ約30cmの低い白色フェンス(レールは硬質であってはならない)で囲うこと。A地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しができるものとし、原則として、選手の演技中および(選手と選手)演技間はC地点審判員が開始の合図を出すまで閉鎖していなければならない。入場口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくなならないよう配慮したものであること。レールの構成素材に金属が含まれてはならない。アリーナの詳細については、附則2参照。

- 2.3. グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの選手には、20m×40mのアリーナが提供される。

3. 馬場フェンスとジャッジボックス、テーブルへの広告の掲示

- 3.1. FEIは、全てのFEI選手権と、FEIの名称をつけた競技シリーズにおけるドレッサージュアリーナフェンスに掲示する広告について、唯一権利がある。これらの競技会でOCは、事前の合意のみ、FEIから広告スペースを取得することができる。ただし、アリーナの標記とそのホルダーへの広告は許可されない。
- 3.2. その他の国際競技では、OCは馬場アリーナフェンスへの広告は控え、代わりに、FEIから別途公開されている提案に従って、広告用のボードを使用することを強く推奨する。
- 3.3. 広告はアリーナの内側にのみ、黒色で少なくとも標記の左右に1.5mずつ空白をあけなければならない。ただしA地点を除く。短蹄跡のM、C、Hには広告は掲載できない。B地点とE地点の両側は、少なくとも3m広告のないスペースをとる。したがって、レール上に最長44mの広告が許可される。広告は規則的に配置されなければならない。各長蹄跡では対称となるよう掲示されなければならない。
- 3.4. スポンサーブランド/ロゴの高さは20cmを超えてはならず、アリーナフェンスの高さを超えて表示されてはならない。広告はアリーナフェンスの内側に位置し、FEIと各送局との間で有効な、契約に関係する要件は尊重されなければならない。
- 3.5. フェンスに掲示される広告は、競技開始前に審判長、外国人技術代表によって承認されなければならない。ジャッジボックスの前面に掲示される広告の最大寸法は2m²とする。
- 3.6. 以上の広告の配置に従って、FEIに承認された馬場馬術競技会の名称および/あるいはロゴを掲示することは、常に認められている。(例: CPEDI3*Hartpur)
- 3.7. OCがこれらの規則に違反した場合は、当該ルールあるいはFEI一般規程に従って、罰金を課せられるとともに/あるいは、当該競技会がCPEDIのステータスを失う場合がある。

4. 地点標記

アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから50cm ほど離して表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ位置に印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。

5. 審判員の配置

5名の審判員がジャッジする場合、3名の審判員を短蹄跡に配置しなければならないが、屋外競技場ではアリーナから3m 以上、5m 以内の位置とするが、屋内競技の場合は2m 以上離すことが望ましい。C 地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の2名(M 地点と H 地点)は長蹄跡の延長線上より内側へ2.50m の位置に配置する。サイドの審判員 2 名(B 地点と E 地点)は各々の B 地点、E 地点でアリーナから3m 以上、5m 以内の位置に配置するが屋内競技場では2m 以上離すことが望ましい。審判員が3名の場合は、1名の審判員が長蹄跡に座るべきである。審判長がそれぞれの競技に審判を割り当て、審判員の配置を決定する。

6. ジャッジボックス

各審判員に個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm 以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは 4 名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にする。各 FEI 選手権と大会においては、各ジャッジボックスにシグナルシステムがあり、出血、跛行、経路違反、技術的過失があった場合、C 地点審判員に目立たないように通知することができなければならない。その他の競技会においては、シグナルシステムの設置は任意である。

6.1. OC は、気象条件等に対して中の人間を守り、必要に応じて適切に温度調節ができるジャッジボックスを用意しなければならない。

6.2. ジャッジボックスへは、業務に関わる者のみ入ることができる(プロモーションのために同席する役員を含む)。いかなる例外も審判長の事前承諾が必要であり、外国人審判のレポートに記録されなければならない。メディアの同席、録音機器のジャッジボックスへの持ち込みは禁止とする。

7. 休憩

馬場整備のために、2時間ごとに15分の休憩が推奨される。

8. フットイング: FEI Footing Standard 参照。

第Ⅱ章 エントリーと出番

第 8408 条 招待

1. 実施要項のドラフトには、競技会に招待される NF のリストが含まれていなければならない、招待の旨、各 NF に通達されなければならない。
2. CPEDI3*には、開催国を含め、最小で6つの NF が招待される。
- 2.1 チーム：各 NF1 つのチームがエントリー可能
3. FEI 選手権には、各 NF から以下が招待される。
 - チーム監督(1名)
 - ナショナルトレーナー(1名)
 - 獣医師(1名)
 - 各馬に1名のグルーム
 - 各選手に対して、NF のサポート要員1名と、チームに対して、サポート要員 2 名
 - 各馬に対し、2 名のオーナー(パスポートに記載のオーナー)

第 8409 条 経費と特典

1. 各 NF は、以下の場合を除き経費を自己負担する。
2. FEI 世界選手権、大陸選手権の OC は、規則に従って招待される選手、馬、グルーム、チーム役員(チーム監督、ナショナルトレーナー、サポート要員、獣医師)の、最初のホースインスペクションの前日から競技終了の翌日までの渡航費、滞在費を負担する義務を負う場合がある。これは実施要項に記載されなければならない。
3. 多数の種目で FEI 選手権を開催する OC は、規則に従って招待される選手、馬、グルーム、チーム役員(チーム監督、ナショナルトレーナー、サポート要員、獣医師)の、最初のホースインスペクションの前日から競技終了の翌日までの滞在費を負担する義務を負う場合がある。これは実施要項に記載されなければならない。
4. 高度なサポートが必要な選手の追加要員
チームと個人の選手は、競技を可能にするために必要な独自のサポート要員を用意する必要がある。OC は選手のための輸送、役員やヘルパー、馬のためのグルームを提供する責任を負わない。

第 8410 条 エントリー

1. CPEDI

- 1.1. 競技会にエントリーできる馬と選手の数は、実施要項に従わなければならない。
- 1.2. 選手は、1頭につき1日ごとに最大2競技に参加することができる。
- 1.3. エントリーの確定は、競技会開始4日前までに行わなければならない。選手および/あるいは馬の交替は、この規則に従ってのみ行うことができる。
- 1.4. チーム競技(CPEDI3*)：それぞれのチームは4人馬、あるいは3人馬で構成される。チームのメンバーのうち1名はグレードI、IIあるいはIIIの選手でなければならない。1つのチームに含まれる同じグレードの選手は2名までとする。4名の選手で構成されるチームの場合、上位3名の成績の合計がチームの成績として有効となる。

2. FEI 選手権と大会

- 2.1. FEI 選手権、FEI 大会へのエントリーは FEI 一般規程第 116 条に従って行われなければならない。
- 2.2. チーム競技(パラリンピック大会を除く)：それぞれのチームは4人馬、あるいは3人馬で構成される。チームのメンバーのうち1人はグレードI、IIあるいはIIIの選手でなければならない。1つのチームに含まれる同じグレードの選手は2名までとする。4名の選手で構成されるチームの場合、上位3名の成績の合計がチームの成績として有効となる。
- 2.3. 個人競技：チームとしてエントリーしていないNFからは、2人馬が参加することができる。
- 2.4. 各選手は主要な選手権で1頭の馬だけに騎乗することができる。

第 8411 条 交替

1. 各 CPEDI

- 1.1. 交替はホースインスペクションの2時間前までに行われなければならない。
- 1.2. CPEDI3*のチーム競技では、医学的および/または獣医学的な理由で選手、あるいは馬の交代は、有効な医師、あるいは獣医師による証明書を提示した上で、最初の競技(最初のグレード)開始2時間前までに行われなければならない。

2. 各選手権と大会

- 2.1. 確定エントリーの受領後、エントリーリストに記載の馬と選手の交替は、OC の同意を得て行う場合がある。OC は人馬交替の最終期限を実施要項に記載しなければならないが、その期限はホースインスペクションの2時間前まででなければならない。

第 8412 条 エントリー料

1. 必須手数料(Compulsory Fee)：必須手数料は、エントリー料に含まれていない費用/サービスについて、OC が請求する場合がある手数料のことである。以下に該当する選手は、必須手数料を請求された場合は、これを支払わなければならない。請求される金額の詳細が実施要項に記載され、FEI の承認を得てはじめて、OC は以下の必須手数料を請求することができる。

- 該当する場合、FEI EADCMR 費用(EADCMR 費用がエントリー料に含まれているかいないか、OC は実施要項に記載する)
 - 選手から要望があった場合、馬の健康/税関関係に関する書類の発行手数料
 - 馬のボロ等処理手数料(1 頭1競技会につき最大€40)
 - 該当する場合は、馬運車の駐車料金(実施要項に記載された金額は、選手ごとにではなく馬運車ごとに請求される。)
 - 馬運車の電源接続料金(実施要項に記載された金額は、選手ごとにではなく馬運車ごとに請求される。)
2. 任意手数料(Discretionary Fee): 任意手数料は、選手が選択した場合購入することができるオプションのサービス/商品に対して請求される場合がある料金であり、選手が競技会で競技する公平性、馬の福利には影響しない。以下のようなものがある。
- VIP あるいはプレミアム駐車スペース
 - VIP テーブル
 - 競技に参加しない馬、あるいは馬具のための余分な馬房
 - 追加の寝わらおよび/あるいは飼料(詳細としては、チップ、わら、乾草等が含まれる)
 - プレミアム厩舎(競技会の厩舎は全て FEI の最低限の要件を満たしていなければならない)

第 8413 条 競技出場者の申告

1. 別段の規定がある場合を除き、チーム協議では以下の規定が適用される。
 - 1.1. CPEDI3*では、競技出場者の申告は、遅くともホースインスペクションの 1 時間後まで行わなければならない。ドローの正確な時間は実施要項に記載されなければならない。
 - 1.2. 選手権では、競技出場者の申告は、遅くともドローの2時間後まで行わなければならない。ドローの正確な時間は実施要項に記載されなければならない。
 - 1.3. 競技出場を申告した選手が、怪我や病気で競技開始が不可能な場合、OC と審判長との協議の上、後の競技に出場することが出来る。ただし、個人選手としての出場となる

第 8414 条 スターティングオーダーのためのドロー

1. 競技が行われる順番に、それぞれのグレードに対してドローが行われる。CPEDI3*とそれ以下の競技会では、OC と審判長によってドローが事前に準備されていること(プレドロー)が推奨される。プレドローの結果は、審判長あるいは審判団のメンバー、チーフスチュワード、チーム監督(あるいは責任者)が出席するミーティングで公開される。各選手権と大会では、ドローは審判長、技術代表、チーフスチュワード、チーム監督(あるいは責任者)が出席するミーティングで行われなければならない。部外者はこのミーティングに参加することはできない。
2. チーム監督はスターティングオーダーのためのドローの掲示から、30分以内に確認する。

3. ドローは、個人競技であるかチーム競技であるかに関わらず、同じ方法で行われる。可能な場合には、電子ドローが行われる。
4. そのグレードの中で、3名(あるいは3名以上)の選手が参加しているNFが最初にドローを行う。その次に2名の選手が参加しているNF、最後に1名の選手が参加しているNFがドローを行う。
5. チーム競技では、チーム監督が自身のチームの出番順を決めることができる。チーム監督は、個人の選手の出番順を決めることはできない。ドローが事前に行われた場合、チーム監督はミーティングに参加する際に、自身のチームの選手の出番変更を要求することができるが、チームに割り当てられた出番内での選手変更に限る。ドローがミーティングで行われる場合、チーム監督は該当するグレードのドローが始まる前に、選手がどの順番で出場することを希望するか申し出なければならない。
6. それぞれのグレードで、そのグレードの出場数と同じ数の連続した番号(が記された紙片等)が、番号が見えないように「Aボックス」に入れられる。
7. ドローするグレードの中で、3名がエントリーしているNFが最初にドローを行う。チーム監督がチームの出番順を決定できる場合、まずそのドローが行われ、その後に個人選手のドローが続く。2名の選手がエントリーしているNFのドローはその次に行われる。チーム監督がチームの出番順を決定できる場合、まずそのドローが行われ、次に個人選手が2名参加するNFがドローを行う。該当するNFが複数ある場合には、アルファベットを(ドローで)ランダムに選び、そのアルファベットから始まる名前のNFの選手が先にドローを行う。2名がエントリーしているその他のNFは、その後アルファベット順にドローを行う。
8. これらのNFの各選手の名前(が書かれた紙片等)が入った「Bボックス」と、出番(が書かれた紙片等)が入った「Aボックス」から同時にドローを行う。該当する数字がそれぞれの個人選手の出番となる。
9. しかしドローの結果、同じNFの選手同士が1番しか離れていない番号を引いた場合には、この番号は速やかに「Aボックス」に戻され、同じNFの選手の出番が少なくとも2番以上離れる結果となるまでドローを繰り返す。
10. チーム監督がドローの開始前に選手の出番を申し出た場合、それら選手がドロー結果は、チーム監督が希望した出番順を反映するよう変更される場合がある。(チームに割り当てられた)出番は変更されてはならない。

11. 1名の選手がエントリーしているNFは、残りの出番のドローを行う。
12. その後、選手はドロー結果の出番のスターティングリストに記載される。
13. 自由演技競技のドローは、予選の結果から4名のグループで行われる。自由演技に最初に出場する4人馬は、予選の結果最もスコアの低い4人馬となる。自由演技で最後に出場する4人馬は、予選の結果最もスコアの高い4人馬となる。4で割り切ることができない人数が出場するグレードでは、それ以外の選手(いずれの4名のグループにも含まれていない選手)が先にドローをする。最初に人数の少ないグループがドローを行い、人数の多いグループが続く。
14. 繰り返しとなるが、同じNFの選手の出番は2番以上離れているように考慮する必要がある。

第三章 競技、採点、結果

第 8415 条 競技前のウォーミングアップ

1. 競技用アリーナでのトレーニング

1.1. 選手/馬は競技で演技を行う場合か、あるいは OC の裁量によりメインアリーナがトレーニング用に解放されている場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる(下記参照)。いかなる例外も技術代表、あるいは審判長の承認が必要である。

2. 練習アリーナ

2.1. 入厩時から、選手が自由に使用できる、少なくとも 1 つの 20 × 60m の練習アリーナを設置しなければならない。可能であれば、練習アリーナのフットイングは競技アリーナと同じであることが望ましい。1 つの 20 × 60m アリーナは 20 × 40m アリーナに組み替えることが可能でなければならない。アリーナは、20 × 60m で最大 8 名、20 × 40m で最大 6 名の選手が騎乗するのに十分なスペースとする。OC は、全ての選手に平等な練習時間が与えられるようにする。

2.2. 20 × 60m の練習アリーナを提供することが実質的に難しい場合は、選手が競技用アリーナでの練習を許可することを推奨する。その場合、競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、タイムスケジュールを明確に設定しなければならない。

2.3. 競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項に明記すること。競技用アリーナでのトレーニングを認める場合は、競技用アリーナを実際の競技仕様のセットアップにできるだけ類似させて最終ウォームアップ用に準備することが望ましい。

3. テンミニッツ・アリーナは競技用アリーナに入場する前の最後の練習アリーナである。テンミニッツアリーナはパラリンピック大会、各 FEI 選手権では設置されなければならない、その他の競技会では設置が推奨される。

3.1. テンミニッツ・アリーナはメインアリーナと同じフットイングでなければならない。

3.2. 前の選手がメインアリーナに入場するためにテンミニッツ・アリーナを出たあと、次の選手がテンミニッツ・アリーナに入場することができる。テンミニッツ・アリーナには 1 人の選手しか入場することができない。技術代表/外国人審判員が別途の判断をした場合はこの限りではない。

3.3. 選手がテンミニッツ・アリーナを使用することは義務ではない。

4. スチュワードは、正式な厩舎のオープン時間から全てのトレーニング/ウォームアップを常に監督し、正式な競技開始前も規則に従うことを求めることができる。

5. 視覚障害にクラシファイされた選手は、希望する場合、(馬場を独占して)1 人でトレーニングし、1 人でウォームアップすることができる。確定エントリー時に選手から申し出があった場合、必要に応じて OC とチーフスチュワードが事前に調整しなければならない。

6. 馴致

各選手権、大会では、(該当する場合)撮影機器を含む完全にセットアップされた競技用アリーナで馴致のためのタイムスケジュールを設けなければならない。馴致のためのタイムスケジュールは各 CPEDI でも推奨される。

第 8416 条 競技課目の実施

1. 一般条項

- 1.1. 公式 FEI パラ馬術課目は、全て暗記して演技を行い、課目に定められた順序で全ての運動項目を演技しなければならない。FEI クラシフィケーション・マスターリストにコンペンセイティングエイドとしてコマンダーおよび/あるいはコーラーの使用が記載されている場合は例外である。
- 1.2. 必要であれば、選手のトレーナーや代表者は、審判員の指示を伝えるために競技アリーナ近くに立っていることができる。
- 1.3. 安全のために、グレード I、II、III の選手とプロフィール 36 (全盲) の選手は演技が始まる前に、アリーナ外周をトレーナー、または代表者が付き添うことができる。付き添いは馬を曳くことができるが、地上から馬を調教してはならない。付き添いの人物は、演技中はフィールド・オブ・プレイの外で待機する。演技が終了したら、再びアリーナ外周で選手に付き添うことができる。危険な場合のみ、付き添いはアリーナの中に入ることができる。緊急時以外の外部からの援助は、許可されない援助とみなされ、該当選手は失権となる。
- 1.4. グレード I、II、III の選手の場合、安全のためにヘルパー(上記のトレーナーやその他の付き添いを含め、最大で 4 名)が、アリーナの外の隅角付近に待機することができる。各ヘルパーは、審判員の視界の妨げとならないよう、立つ位置についてスチュワードの指示に従う。緊急時にヘルパーは物理的な援助をすることができる。緊急援助を受けた場合のペナルティーは、その時点で、あるいは演技終了後、C 地点審判員が判断し、失権とすることもできる。緊急時以外の外部からの援助は、許可されない援助とみなされ、該当選手は失権となる。
- 1.5. グレード I、II、III の選手の場合、状況が許せば、コンパニオンホースをアリーナの周辺に立たせることができる。コンパニオンホースが立つ位置は、競技開始前に審判長が指定する。

2. アリーナへの入場

- 2.1. アリーナへの入場前に外周を騎乗することが実質的に困難な競技については、ベルの合図前に選手はアリーナへ入ることが認められる。ベルの合図後、選手はアリーナから外へ出ずに演技を開始する。OC は、審判長および/あるいは外国人技術代表(指名されている場合)とともに、選手が演技開始前にアリーナから出るか、アリーナの内側から演技を開始するか決めなければならない。
- 2.2. 視覚障害にクラシファイされている全ての選手は、アリーナの内側から演技を開始することができる。

- 2.3. パラ馬術の選手は、ベルによる合図の後、60秒以内にアリーナに入場する。自由演技の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに60秒が与えられ、音楽のスタートから30秒以内にアリーナへ入らなければならない。
- 2.4. 馬が排便あるいは排尿を始めた場合は時計を止め、馬が演技を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。
- 2.5. フィールド・オブ・プレイで騎乗する際、選手はそれぞれのグレードで許されている運動項目のみを行い、これは自由演技でも同様である。このルールに違反した場合は、イエロー警告カードの対象となる。

3. 敬礼

全ての選手は頭でうなずくだけで、敬礼とすることができる。

4. 課目の開始/終了

課目は A 地点の入場から始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。出血や装具の適否を確認する目的で、選手/馬の点検が行われる場合には、馬装点検終了まで課目の終了とみなさない。選手は競技課目に記載された方法でアリーナから退場する。

5. 選手の姿勢と扶助

- 5.1. 選手は、FEI が定義するように、鞍上で可能な限りバランスの取れた安定した姿勢をとる。この姿勢により、選手はより向上していく騎乗および/またはトレーニングをすることができ、できる限り少ない労力で全ての移行や運動を行うことができる。パラ馬術において、選手が馬とコミュニケーションをとる手段である扶助がとても重要である。
- 5.2. 全てのパラ馬術競技会において、FEI の公式パラ馬術競技だけでなく、その際に開催される国内競技においても、可能であれば両手で騎乗するものとする。しかし、演技を終え手綱を伸ばして常歩で退場する時には、任意で片手で手綱を取ってよい。
 - 5.2.1 演技が上手くいった時や安心させるために馬の頸を軽く愛撫することは(選手が目からハエを払う必要があったり、衣服やサドルパッドなどを整えるなどの状況と同じく)許容できるものである。

しかし、課目の演技中に意図的に手綱を片手にとり、その手綱や空いた手で馬を推進したり、観客に拍手を求めるような行為は過失とみなし、運動項目の点数と総合観察点の双方に反映させる。フットレインを使用する場合は、手も腕も使わなくてよい。

- 5.3. 音声—グレード I、II、III の選手は、声を扶助として使うことができるが、声による扶助は控えめに行うこと。グレード IV、V の選手は課目の演技中いかなる場合も、声を扶助として使ってはならない。演技開始後、選手は審判から話しかけられた場合を除き、誰にも話しかけてはならない。これが守られなかった場合は過失とみなし、その運動で与えられるはずだった点数から、審判ごとに2点ずつ減点する。

第 8417 条 時間と技術的過失

1. 自由演技課目についてのみ実施時間の計測を行う。
2. 演技時間は、最初の停止から馬が前進し始めた時点から、最後の停止までを計測する。入場曲は必須ではなく、使用する場合には、選手が入場する30秒前より早くに始まらなくてはならない。選手は、入場曲が始まってから30秒以内にアリーナに入場しなければならない。音楽は最後の敬礼とともに終了しなければならない。敬礼の停止は中央線上で、C 地点審判員に向かって行わなければならない。
3. 自由演技の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手はすみやかにアリーナの外に出る。他の選手の出場時刻に出きるだけ影響を与えないよう配慮し、当該選手は演技を完了させるか、予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に演技を終了させる。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられ与えられた点数は変更しない。
4. 中断
競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C 地点審判員がベルを鳴らす。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状態では C 地点審判がベルを鳴らして演技を中断させることができる。外国人技術代表、あるいは外国人審判員/OC も、競技を止めるよう C 地点審判に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で競技を再開し、完結することができる。
5. 自由演技の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手は C 地点審判の許可を得てアリーナの外に出る。他の選手の出場時刻に出きるだけ影響を与えないよう配慮する。当該選手は演技を完了させるか、予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に演技を終了させる。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられ与えられた点数は変更しない。規定課目で選手が演技を再開しなければならない場合、選手は課目を最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。
6. 自由演技課目

- 6.1. グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの選手の自由演技課目は4分間以上、4分30秒以内の長さでなければならない。演技は20×40m アリーナで行われる。グレードⅣ、Ⅴの選手のフルスタイルテスは4分30秒以上、5分以内でなければならない、20×60m アリーナで演技をする。
- 6.2. 音楽は選手がアリーナに入場する30秒前より早く始まってはならず、最後の敬礼とともに終了しなければならない。
- 6.3. 演技の最初と最後の停止、敬礼は中央線上で、C 地点審判に向かって行わなければならない。演技時間は選手が最初の停止の後前進を始めた時点で開始となり、最後の停止で終了となる。
- 6.4. グレードⅠ、Ⅱで騎乗する選手は、駢歩、ピアッフェあるいはパッサージュを行ってはならない。
- 6.5. グレードⅢで騎乗する選手は、ピアッフェあるいはパッサージュを行ってはならず、側方運動、踏歩変換、ハーフ、あるいはフルピルエットを含まない駢歩を行うことができる。
- 6.6. グレードⅣで騎乗する選手は、ピアッフェ、パッサージュ、連続踏歩変換、駢歩のハーフ、あるいはフルピルエットを行ってはならない。
- 6.7. グレードⅤで騎乗する選手は、ピアッフェ、パッサージュ、歩毎、あるいは2歩毎の連続踏歩変換、フルピルエットを行ってはならない。
- 6.8. 演技中、故意に許可されていない歩様、あるいは運動をおこなった選手は、それぞれの審判から、許可されていない運動が見られるたびに8点が減点され、振り付けの点数は5点以下となる。しかし、失権とはならない。この場合、C 地点審判員の判断が最終決定となる。
- 6.9. 審査用紙には、演技に含まれていなければならない必須運動項目のリストが記載されている。必須運動項目が実施されなかった場合、このクラスを審査する審判団は該当する運動項目を0点とする。振り付けの点数にも、相応に影響する。この場合、C 地点審判員の判断が最終決定となる。

第 8418 条 審査用紙

1. 一般条項
 - 1.1. 審査用紙には2つの欄があり、初めの欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2つ目は修正点を記入する欄である。いかなる修正点も修正した審判員によるイニシャルで署名が必要である。審判員はスコアに署名をしなければならない。
 - 1.2. また審判員の所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載すべきである。所見は英語であること。少なくとも5点以下を与えた場合は、所見を与えることが強く推奨される。所見は選手への情報提供を目的とする。
 - 1.3. パラリンピック大会で入賞した人馬のコンビネーションの審査用紙原本は、OC から FEI に送付されなければならない。その際、各競技結果を含む、各審判員が各選手に与えた最終パーセンテージが明記されたリストも同封する。審査用紙のコピーが選手に渡される。
 - 1.4. 各クラスの最終結果は、CPEDI においては審判長、外国人審判員、あるいは C 地点審判員が、各選手権と大会では技術代表が署名する。
 - 1.5. 全てのドレッサージュ課目は FEI ホームページからダウンロードすることができる。(www.fei.org)

2. 審査用紙を使った審査 (Paper judging)

- 2.1. CPEDI の審査用紙原本は競技終了後、選手に渡される。FEI にコピーを送付する必要はない。

第 8419 条 ペーパーレス審査 (Paperless judging)

1. ペーパーレス審査システムの使用には FEI の承認が必要であり、競技会の実施要項に使用する旨記載されなければならない。
 - 1.1. FEI が承認したシステムを使用しなければ、FEI が結果を無効にする場合があり、OC に制裁が課される場合がある。
2. FEI が承認したペーパーレス審査システムのみ使用可能であり、システムは FEI のウェブサイトに掲載されている要件を満たしている必要がある。
3. いずれにせよ、競技中に審判員がバックアップとして利用できるように、紙ベースのパラ馬術審査用紙を用意する必要がある。
4. 電子審査用紙は、競技終了後に FEI プラットフォームから電子フォーマットで選手に提供される。電子審査用紙へのアクセスは、厳密に選手本人に限られる。

第 8420 条 採点

1. 全ての運動項目と、1つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。
2. 各審判員は最低0点から最高10点までの点数で採点する。
3. 点数の尺度は次のとおりである。

10: 優秀	7: おおむね良好	5: まず可とみる	2: 不良
9: 極めて良好	6: 具体的な要求を	4: 不十分	1: 極めて不良
8: 良好	満たしている演技	3: やや不良	0: 不実施
4. 審判員の判断により、運動項目と総合観察点では 0.5 から 9.5 の間で 0.5 点も使用できる。
5. 「不実施」とは、要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。
6. 自由演技課目では、技術点は 0.5 点刻みの点数で採点され、芸術点は 0.1 点刻みの点数で採点される。

7. 総合観察 - 選手が演技を終了後、「全体的な印象」に対する点数として総合観察点が与えられる。
8. 総合観察点は、特定の難しい運動項目と同様に、係数2が与えられることが FEI によって決められている。

第 8421 条 ペナルティ-過失 - 失権

1. 経路違反

- 1.1. 選手が「経路違反」(回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど)をした場合、C 地点審判員はベルを鳴らして当該選手に警告する。必要であれば C 地点審判員はどこから演技をやり直すか、次に行く運動は何かを示して演技を続行させる、しかし選手が「経路違反」をしても、ベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。例えば、K 地点で中間速歩から尋常速歩へ移行すべきところを E 地点でおこなった場合などに、ベルを鳴らすか否かは C 地点審判員が判断する。経路の後半で繰り返される運動項目で経路違反/課目の誤りが発生した場合、C 地点審判員は選手の利益のために、前述のようにベルを鳴らして正しい経路を指示する必要がある。経路違反に対する点数はそれぞれの審判員から減点される。
- 1.2. しかし、経路違反でベルが鳴らされず、それと同じ運動項目が当該課目の中で繰り返し求められていて、当該選手がまた同じ誤りをした場合には、1回の誤りについてのみ減点される。
- 1.3. 経路違反か否かの判断については、C 地点審判員に唯一決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアを調整する。

2. 課目/実施の誤り

- 2.1. 選手が「課目の実施の誤り」を犯した場合は、「経路違反」と同じく減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。

3. 気付かれなかった誤り

審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

4. ペナルティ

- 4.1. 「経路違反」と「課目/実施の誤り」。上記の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かに関わらず、「経路違反」と「課目/実施の誤り」は全てペナルティの対象となる。
 - 1回目 (各審判員の)合計得点率から 0.5%減じる
 - 2回目 (各審判員の)合計得点率から 1%減じる
 - 3回目 失権

4.2. その他のペナルティ事項

- 4.2.1. 以下の場合には全て技術的過失と見做され、それぞれの過失について各審判員で0.5%が減点される。以下に記載されている減点は、累積して失権になることはない。(自由演技課目を含む)
- 演技を開始するためにフィールド・オブ・プレイに馬の肢にブーツ/バンテージを装着したまま、もしくは規定外の服装で入場すること。演技開始後に誤りが判明した場合、C地点審判員は、選手を止め、かつ可能であれば補助員をアリーナに入れて、これらを外させる。選手は始めから(この場合は馬場埒の内側から)あるいは止められた運動項目から再開する。止められる以前の特点是変更しない。
 - ベルの合図前にアリーナへ入場すること
 - ベルが鳴ってから60秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、120秒以内には入場した場合
 - 自由演技で、音楽が始まってから30秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、60秒以内に入場した場合
- 4.2.2. 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも長いか短い場合は、芸術点合計から0.5%が差し引かれる。
- 4.2.3. ペナルティとして得点率が差し引かれる場合、選手が獲得した合計得点率から、各審判員の審査用紙ごとに差し引かれる。
- 4.3. 誤ったコンペンセーティングエイドで出場した場合、最終得点率から10%が差し引かれる。

5. 失権

- 5.1. ベルが鳴ってから120秒以内にアリーナへ入場しなかった場合、当該選手と馬のコンビネーションは失権となる。C地点審判員に正当な理由を報告していた場合をのぞく。(馬が蹄鉄を落とした、など)
- 5.2. 著しい跛行が見られる場合、C地点審判員は選手に馬と選手のコンビネーションの失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。
- 5.3. 人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手と馬のコンビネーションは失権となる。
- 5.4. 馬が選手のコントロールを離れ、アリーナから4肢完全に出てしまった場合は、当該競技において失権となる。しかし、選手が馬をアリーナの外に誘導した場合、あるいはアリーナが完全に囲われていない場合は、自動的に失権とはならない。C地点審判員が判断をする。このような場合には、大幅に減点される。
- 5.5. 馬が、意図せず4肢をアリーナの外に誘導された場合、フェンスで囲われているアリーナに選手が安全に再入場できるよう、スチュワードまたは適切な人員が、1つかそれ以上のフェンスを移動させる。
- 5.6. 反抗は、60秒を超えてはならない。しかしながら、選手や馬、役員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から60秒よりも早い時点で失権となる。
- 5.7. 選手と馬のコンビネーションが、要求されているレベルを満たさない場合。

- 5.8. 馬のウェルフェアに反する演技、および/あるいは乱暴な騎乗。
- 5.9. 競技で使用する全ての装具とコンペンセイティングエイドがパラ馬術規程の要件を満たしていることを確認するのは、選手の責任である。間違った装具で出場した場合は失権となる。

許可されていない外部からの援助

- 5.10. 音声、サインなどによるコーチングを含む、許可されない外部からの援助、または介入があった場合、審判長またはC地点審判員によって失権とされる。
- 5.11. 選手が演技を中断し、一時的な安全ではない状況から、安全な状況に戻すために外部から援助を受けた場合(鎧を失った場合)、各審判員は該当する運動項目に0点を与え、選手が演技を続けることを許可する。
- 5.12. しかしながら、C地点審判員が危険であると判断した場合は、該当する人馬は失権となる。

6. 出血

- 6.1. 課目演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。
- 6.2. FEI スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車が当たる部位に鮮血を認めた場合、同スチュワードはC地点審判員にそれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。FEI スチュワードが演技終了後の点検時に、馬体の他の部位(即ち、馬の口あるいは拍車が当たる部位以外)同人馬は自動的に失権となることはない。FEI スチュワードは出血がある旨をC地点審判員に報告し、FEI 獣医師が馬の状態を検査する。当該競技会における後続競技へのこの馬の競技継続適性については、FEI 獣医師がC地点審判員に助言をする。C地点審判員は、馬に競技継続適性があるか否か、FEI 獣医師の助言に基づいて判断する。C地点審判員が競技継続の適性がないと判断した場合、当該馬は当該協議会にてそれ以降の競技あるいは課目に出場されることは許可されないが、既に終了している競技あるいは課目にて当該選手/馬のコンビネーションが獲得した成績は有効である。
- 6.3. 上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合には、FEI 獣医師が次の競技前に検査して、翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。FEI 獣医師の勧告に基づいた審判長の決定は、上訴の対象とならない。

第 8422 条 成績と得点の計算

1. 一般条項

- 1.1. パラ馬術の「クラシフィケーション」という単語は選手をグレード分けするために適用され、採点や成績には適用されない。
- 1.2. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙は記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。

1.3. 各審査用紙の合計点を合算し、これを得点率に換算して求めた最終スコアで順位を決定する。経路違反の減点%は総得点から差し引く。すべて得点は少数点第3位までのパーセンテージで表示される必要がある。

2. 個人成績

- 2.1. すべての競技において優勝者は最終得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手、以下同様とする。
- 2.2. 上位第3位までで最終得点率が同率となった場合、審判員らが出したスコア(得点率)の中央値を比較し、これが最も高い順に順位を決定する。中央値とは中間の値である。一連のスコアで中央値を求めるには、スコアが低い方から並べる必要がある。例えば、68.5% - 69% - 70% - 70.5% - 71%: この場合は70%が中央値である。これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。
- 2.3. 自由演技課目の上位第3位までで同率となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。芸術点が高点の場合は、調和の点数が高い選手を上位とする。それでも同点である場合、振り付けの点数が高い選手を上位とする。これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。

3. チーム成績

CPEDI3*の成績は次のように計算する。全ての競技において、上位3人の選手のパラグランプリ A とパラグランプリ B の得点率を合計した成績が、最も高いチームを優勝とする。第2位は次点のチーム、以下同様とする。得点率が同率となった場合は、チームの中で第3位の選手のパラグランプリ A とパラグランプリ B の合計成績が最も高いチームを優勝とする。

- 3.1. 選手権の成績: 同率となった場合、チームの中で最もグレードの低い選手のパラグランプリ B の成績が最も高いチームを優勝とする。それでも同率の場合は、パラグランプリ B でグレードが2番目に低い選手に同じルールが適用される。

4. 得点の計算

- 4.1. 各演技終了後、各審判員が与えた点数が、計算係によって計算される。審判員ごとの仮成績は、全ての審判員の得点、および合計点と得点率とともに(仮成績と記載した上で)、スコアボードに掲示される。
- 4.2. 各演技終了後に各審判員が与えた得点率が計算され、総合成績とともに個別に仮成績として発表される。
- 4.3. 計算に使用する参照の最高得点は各審査用紙に記載されている。

例:

パラグランプリ 280点

パラグランプリ自由演技: 芸術点150点、芸術点150点

- 4.4. 得点率: 得点率計算は次の原則に則ってすべて小数点以下第3位へ四捨五入する。例えば 0.0011-0.0014 は切り捨てとし、0.0015-0.0019 は切り上げる。
- 4.5. 技術点のみで評価される課目では、各審判員の得点率は運動項目ごとの得点を合計して最高総得点で除し(第435条1.1を参照)、100を掛けて求める。
- 4.6. 技術点と芸術点、あるいは技術点とクオリティ点で評価される課目では、各審判員の得点率は技術性と芸術性の得点率、あるいは技術性とクオリティの得点率を合計し、2で除して求める。
- 4.7. 最終得点率は各審判員の得点率を合算して審判員の人数で割り、求める。

例:

各審判員の得点率 A	%
E 地点審判員	69.990%
H 地点審判員	70.333%
C 地点審判員	70.205%
M 地点審判員	71.120%
B 地点審判員	69.660%
最終得点率	70.262%

第8423条 成績の公表

1. CPEDIにおいては、審判長、外国人審判員あるいはC地点審判員が、各競技の公式結果に署名しなければならない。選手権と大会では、技術代表が各競技の公式結果に署名する。その後、結果は選手に公表される。
2. 競技の最終成績と総得点、総得点率が発表された後、それぞれの審判員の点数は、審判員の氏名を公開した上で、プレス、FEIに伝達される。
3. 選手が競技前に出場を取りやめる、演技中に棄権する、失権となる、または「ノーショウ(現われず)」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退(WD)」、「棄権(R)」、「失権(EL)」あるいは「ノー・ショウ(NS)」の文言を表記しなければならない。

出場辞退	選手が演技を始める前に、正当な理由で審判長の許可を得て出場を取り消した場合
棄権	演技を始めたがやめてしまった場合
失権	選手が演技を始めたが、本規程に違反したため演技を中止しなければならなかった場合
ノーショウ	選手が事前通知なく競技に姿を現さなかった場合

4. 演技中は、審判員にスコアが見えないようにするべきである。ランニングスコア(合計の平均得点率)とオープンスコア(項目ごとの平均スコア)を観客向けに表示することは推奨される。

第 8424 条 表彰

1. 表彰式は馬から降りた状態で行うことが推奨される。このことは、表彰式開始の遅くとも一時間前までにチーム監督に伝えておかなければならない
2. 入賞した選手は表彰式に参加しなければならない。医師あるいは獣医師の証明なく表彰式に参加しなかった選手は、当該競技における資格を失い、入賞や表彰が取り消される。
3. パスポートは、最後の表彰式が終了し、全ての支払や賞金の授与が完了してから、OC によって返却される。
4. 馬リボンは必ず授与される。馬リボンは表彰式のまえに馬に取り付ける。
5. 服装や馬装は競技中と同様とするが、黒か白の肢巻かプロテクター、また馬のイヤープラグの着用が認められる。
6. 選手は、該当する場合、外国人技術代表あるいは審判長に許可を得れば、競技で騎乗した以外の馬と表彰式に出席することができる。
7. 全ての馬は、責任者が曳くか、横に付き添って行くことができる。
8. スポンサーは、可能な限り表彰式に出席する。
9. 乗馬表彰の場合、保護用ヘッドギアは常に着用していなければならない。
10. 表彰式やホースインスペクションなど馬が集まるような時はいつも、選手、あるいはグルームおよびこれに関わる者は誰もが責任をもって行動しなければならない。注意を怠ったりした場合や、あるいは無責任な行動に対してはイエローカードが出されることもある。甚だしい不注意や無責任な行動により事故が発生した場合は、FEI へ報告して更なる措置を講じる。
11. OC は外国人技術代表、あるいは審判長と連携して、公式の表彰式に何名の選手が出席するか決定する。
12. 馬リボン等、選手が表彰式で必要でないものは、表彰式後の決められた時間に審査用紙と一緒に、担当者からチーム監督に渡される。

第 8425 条 賞と賞金

1. FEI 一般規程に賞と賞金について記載されている。選手権競技に関わる賞金の配分については競技の開催条件に定め、当該選手権大会の招待状と実施要項と併せて送付されなければならない。
2. 馬リボンはず授与される。選手のリボン等は、決められた時間、あるいは表彰式で、または表彰式の後に各 NF のチーム監督に渡される。パラ馬術競技会で賞金を与えることは、必須ではないが、推奨される。賞金ではなく現物賞品が授与される場合もある。パスポートは最後の表彰式が終了し、全ての支払いが完了した後、OC から返却される。

第IV章 選手

第 8426 条 年齢要件

1. 年齢制限。国際競技会、各選手権、大会へは、14歳を迎える年から参加することができる。

第 8427 条 服装

1. 国の色は、FEI 一般規程に従って使用することができる。
2. 軍隊、警察の関係者などは、全ての国際競技会に、民間人の服装、あるいは制服で参加することができる。
- 2.1. 制服は、軍関係者だけでなく、軍関係施設、ナショナルスタッド、学校、教育機関のメンバーにも適用される。
3. 騎乗する際はいかなる時も、全ての選手(同様にその他の人物)は保護用ヘッドギアを着用しなければならない。競技では、黒またはその他の暗色のハットカバーを着用することができる。この条文に違反する全ての選手は、保護用ヘッドギアを適切に着用するまで、直ちに騎乗することが禁止される。
- 3.1. 保護用ヘッドギアについては、FEI 一般規程の附則 A で定義されている。
4. 踵のある黒、あるいは暗色のブーツを着用しなければならない。黒の単色か、暗色のハーフチャップスか、膝までのゲートルを着用することもできる。
5. 競技においては、クリーム、ベージュ、白、あるいはオフホワイトの乗馬ズボンと、単色の上衣を着用する。対比色の縁飾りは許可される。ストライプ、あるいは多彩色の上衣は許可されない。異なる色合いの襟や控えめな縁飾り、クリスタル装飾など、上品で控えめなアクセントは許容される。
6. スtockまたはタイ:着用は任意だが、白かオフホワイトおよび/あるいは上衣と同色でなければならない。
7. 手袋:着用する場合は白、オフホワイトおよび/または上衣と同色でなければならない。
8. 暗色の安全ベスト(拡張タイプを含む)は許可されている。
9. 視覚障害にクラシファイされた選手は、競技以外で騎乗している時は常に、特徴のある色彩の腕章を常に着用する。腕章は選手本人が用意する。

10. 拍車はスタンダード・コンペイセーティングエイドのため、着用は任意である。その材質は金属でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後へ、カーブを描くか真直に出ているもの出なければならない。ノンスタンダード・コンペイセーティングエイドとして FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されていない限り、オフセット拍車は使用してはならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく(鋭いエッジがなく)滑らかであり、自由に回転するものであること。丸みのある硬質なノブ付き金属拍車(「インパルス」拍車)は使用が認められる。ノブは回転すること。柄なしの「擬似」拍車の使用も認められる。

第 8428 条 名誉バッジ

1. 名誉バッジ(FEI 一般規程第 132 条に特典を記載)は次の基準で個人のパラ馬術選手に授与される。
 - 1.1. ゴールドバッジ: パラリンピック、FEI 世界選手権および/または大陸選手権で個人金メダルを 5 個獲得した選手
 - 1.2. シルバーバッジ: パラリンピック、FEI 世界選手権および/または大陸選手権で個人金メダルを 3 個獲得した選手
 - 1.3. ブロンズバッジ: パラリンピック、FEI 世界選手権および/または大陸選手権で、いずれかの個人メダルを 3 個獲得した選手
2. 裏付けとなるものを添付し、選手の所属する NF が FEI 本部にバッジを申請する。

第 8429 条 クラシフィケーション

1. 選手のクラシフィケーション
 - 1.1. FEI パラ馬術競技クラシフィケーション規程に詳細が記されている通り、選手は恒久的、証明かつ測定可能な身体的障害、もしくは視覚障害があり、それを証明する医師の診断を提出することが参加条件となる。
 - 1.2. 全ての選手は、競技会に参加する前に FEI 認定の 2 名のクラシファイアーによる評価を受けなければならない。選手は FEI パラ馬術クラシフィケーション規程に記載されている通り、機能障害プロファイル別に、競技のグレードに分けられる。この機能プロファイルは、複数回にわたって再評価、再検討する必要がある場合がある。
 - 1.3. クラシフィケーションを受けた後、選手のグレードは以下のステータスに分けられる。観察評価の追跡が必要な「OA」、再評価の必要な「R」、指定日に再評価が必要な「FRD」、確定の「C」である。詳細は FEI クラシフィケーションマスターリストに記載され FEI のウェブサイト公表される。

2. 全ての新規の選手、再評価の必要な「R」の選手、指定日に再評価が必要な「FRD」の選手で、指定日を過ぎている選手、確定の「C」であるが、リクラシフィケーションのために FEI の承認を得た選手は、ドローが行われる前にクラシフィケーション受けなければならない。クラシファイアーが業務を完了し、評価結果を OC に通知し、関係する役員に選手のコンペンセイティングエイドについて通達するために、必要な時間が与えられなければならない。

3. 異なるグレードでの参加

- 3.1. クラシフィケーション評価の結果、グレードが変わった選手は、FEI マスターリストに掲載された時点から、割り当てられたグレードで競技に参加する必要がある。競技会で新しいグレードが割り当てられた場合には、選手は新しいグレードで競技に参加するか、エントリーした時点のグレードで参加するか選択することができる。エントリー時点でのグレードが新しいグレードより低い場合には、選手の競技結果の最終得点率から 10% が差し引かれる。このような決定は、クラシファイアーから、審判長と外国人技術代表/外国人審判員に報告されなければならない。選手は、当該競技に限り、コマンダーを付けて新しいグレードで騎乗する選択をすることもできる(各選手権と大会は該当しない)。選手権とパラリンピック大会では、資格要件を満たしていれば、選手は新たに割り当てられたグレードで競技に参加する必要がある。
- 3.2. 選手が騎乗する機能的プロフィールのグレードが、クラシファイアーのリクラシフィケーションの結果である場合、上のグレードで取得した資格が引き継がれる場合がある。

4. コマンダー、コーラーと電子機器

- 4.1. 定義: コマンダーは経路を読み上げる。コーラー(人あるいは電子機器)はこの援助が必要とされる視覚障害にクラシファイされた選手のために、標記の文字をコールする。
- 4.2. コマンダーを希望する選手は、明確にコマンダーが必要な理由とその理由を示す書類を添えて、パラ馬術ヘッドクラシファイアーに許可を申請しなければならない。コマンダーを使用する許可は、FEI クラシフィケーション・マスターリストに掲載されなければならない。コマンダーは、経路を英語か、選手の母国語で読み上げる。コマンダーは、経路を読み上げることのみが許されており、その他の指示やコメントを与えてはならない。
- 4.3. 競技中の無線通信使用は認められない。例外は以下の第 13.3.1 条に記す。
- 4.4. FEI クラシフィケーションマスターリストにコマンダーやコーラーの使用が認められた全ての選手はヘッドセットの使用を認められる。
- 4.5. コーチ・ヘルパーと選手との全てのやり取りをスチュワード確認できるよう、完全に機能する予備のレシーバを含むヘッドセットを用意することは選手の責任である。用意できない場合、選手は電子機器の使用が許可されず、それなしで、競技で騎乗しなければならない。
- 4.6. 選手には、コマンダーは 1 名のみ許可される。コマンダーはアリーナの外の E 地点か B 地点の定められた位置に立たなければならない。これが可能でない場合は、C 地点審判員の指示に従う。

- 4.7. コマンダーは、公式にプリントされた経路用紙のテキスト部分を、あるいはそこから抽出して(補足することなく)、それぞれの運動項目を1、2回読み上げることができる。
- 4.8. 全てのコマンダーは、スチュワードが監督しなければならず、可能であれば(コマンダーとスチュワードが)共通の言語を理解していることが望ましい。
- 4.9. コマンダーは鞭を携帯してはならない。
- 4.10. コーラーは標記の文字のみをコールする。リードコーラー(コマンダーと兼任可。13.3参照)は、アリーナの中央に立つことができるが、安全のため馬の進路を妨げないよう移動する以外は、動き回することは出来ない。その他のコーラーはアリーナの外で、審判員の視界の妨げないとならなければ、標記から標記へ移動することができる。アリーナ周囲のコーラーは4名まで、X地点に1人のコーラーを配置することができるが、視覚障害にクラシファイされた選手は、できるだけコーラーの人数を少なくすることが推奨される。電子コーラーは全ての表記に配置することができる。C地点のコーラーはビーコン・ベルを代用することもできるが、これは選手が用意する。電子機器を使用する場合はOCに報告する必要があり、競技の運営に影響を与えたり、他の選手の妨げになったりしてはならない。
- 4.11. 視覚障害にクラシファイされた選手が、大きい標記を希望する場合は、選手自身が用意しなければならない。

第V章 馬

第 8430 条 年齢要件

1. 馬は少なくとも6歳でなければならない。馬の年齢は生まれた年の 1 月 1 日(南半球では 8 月 1 日)を起算日とする。馬は標準的な調教を受けているべきである。

第 8431 条 馬装 - 装備

最新情報は、FEI ウェブサイトに掲載されている「Tack, Equipment and Dress Database」あるいは「FEI TackApp」も参照のこと。

1. 鞍

- 1.1. きちんとフィットし、整備され、馬と選手に合う鞍と腹帯を使用すること。鞍が改造されている場合、選手の安全は確保されていなければならない。特にサイズ、形、重量などが馬のウェルフェアに影響するものであってはならない。
停止した状態で、何らかのサポートの手段と選手の体の間が、明確に3cm 離れていなければならない。鞍を改造した場合も、選手が馬から落馬することが可能でなければならない。シートは座った状態で深さが12cm 以上あってはならない。この深さを測る場合は、前橋の一番高いところと後橋の1番高いところを結んだ直線の真ん中から、シートまでの深さを測る。鞍を改造した場合は、マスター・リストにコンペイセイティング・エイドとして記載されていなければならない。
- 1.2. 鐙のフレームは閉じているものでなくてはならず、付属物があってはならない。安全鐙のフレームは外側が開いているものでもよい。鐙革の鞍に取り付ける部分は、取り外しのできるものでなくてはならない。FEI マスターリストに記載されていない限り、鐙革はあおり革の外側になくてはならず、鞍のセイフティー(スティラップ)バーに、独立して取り付けられていなければならない。選手の体はどの部分も、直接的に、あるいは間接的に、鞍とそれに付属する馬具に結び付けられてはならない。
- 1.3. 鎧、あるいは鎧革と腹帯の間を連結する紐などを取り付ける場合、この連結部分によって、鎧革が鞍から外れる妨げとなる場合があるので、セイフティー鎧を用いなければならない。
- 1.4. ゼッケンは白かオフホワイトとする。対象色と縁飾りは許可される。ストライプや多彩色のゼッケンは許可されない。無地あるいはナショナル・ゼッケンを使用することができる。選手と馬に表示する広告、宣伝については、FEI 一般規程第135条参照。

2. 鼻革付きの水勒と大勒

- 2.1. バックルや詰め物を除き、ヘッドストール(面がい)と鼻革は全体が革あるいは革様素材で作られていなければならない。頭絡に詰め物をするとは認められている。ヘッドストールの比較部分を増強するためナイロンあるいは他の非金属素材を使うことはできるが、馬体に直接触れるようではなならない。項革と頬革についてのみ、弾力性のある詰め物をするのが許可されるが、馬体や銜に直接触れるものであってはならない。

- 2.2. 額革は必要であり、項革あるいはヘッドストールに接するパーツを除いては、革あるいは革に類する素材である必要はない。
- 2.3. 頭絡の項革は項のすぐ後ろに位置しなければならず、項の方へ広がっていても良いが頭蓋の背後にかかってはならない。
- 2.4. 交叉鼻革あるいはミクレム頭絡が使われる場合を除き、喉革は必要である。
- 2.5. 手綱は、頭絡銜から拳に至る途切れなく繋がっている革紐あるいは綱である。銜の両端は各々別の手綱に繋がっていなければならず、手綱が自由に動くよう、手綱は銜にのみ取り付けることができる。手綱はロープ素材あるいはロープ様素材であってはならない。馬の口に装着されている銜に接続されている手綱は、直接選手とのコンタクトがなければならない。大勒を使用する場合、小勒手綱と大勒手綱は直接選手の拳に繋がるか、または途中で一本の手綱(スプリット手綱)となって、選手の拳に繋がる必要がある。
- 2.6. カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒の使用が必須である。コンビ鼻革は下の“フラッシュ”ストラップなしで使用できる。グルメットは金属製、革製あるいはその混合でもよい。グルメット留め革、およびゴム、革あるいはシープスキン製のグルメットカバーの使用は任意である。カブソン鼻革もグルメットも馬を傷つけるほどにきつく締めてはならない。
- 2.7. 基本的な水勒頭絡には通常のカブソン鼻革、ドロップ鼻革、フラッシュ鼻革、交叉鼻革、コンビ鼻革あるいはミクレムの併用が必要であり、もしくはこれに類似したデザインの頭絡の使用が求められる。
- 2.8. いかなるレベルの競技会においても、鼻革が馬を傷つけるほどきつく締めてはならず、必ずスチュワードマニュアルに鼻革に関するプロトコルに則ってチェックされなければならない。
- 2.9. 耳の自由な動きを損なういかなる道具も使用してはならない。

3. 銜

水勒、小勒、大勒は表面が滑らかでなければならない。ねじり銜とワイヤー銜は禁止である。銜は金属、耐久性のあるプラスチック、柔軟なゴムあるいは合成素材でなければならない。銜はゴム/ラテックスでカバーしてもよい。銜は舌に力学的な拘束をもたらすものであってはならない。小勒/水勒および/または大勒の銜身直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は12mm以上、小勒銜の場合は10mm以上とする。馬に使用する水勒の場合は直径12mm以上、ポニーについては直径10mm以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。

3.1. 水勒銜

- 3.1.1 水勒銜はルースリング、D-リング、エッグパッド、ハンギングチークとともに使用可能である。シングルジョインおよび/あるいはダブルジョイントの水勒銜もアッパーチークあるいはロウアーチーク、フルチークもしくはフルマークチークとともに使用可能である。ルースリングにはリング周囲にスリーブ(sleeve)をつけることができる。
- 3.1.2 水勒銜にはジョイントが2箇所までであってもよい。ダブルジョイント水勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならない、

ローラー以外に可動部があってはならない。中央接続部は銜身と異なる方向へ傾斜していても良いが、丸みを帯びたエッジでなければならず、舌押さえの作用があってはならない。

3.1.3. ダブルジョイント水勒銜あるいは回転式銜身付きの水勒銜は、舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の縁側下部から最大で高さ30mm とする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならず、その幅は少なくとも30mm 必要である。ジョイントあり、あるいはジョイントなしの水勒頭絡の銜身は、上述した寸法内でカーブしていても良い。

3.2. 小勒銜 - 小勒銜は、大勒銜と併用して大勒頭絡を構成する水勒銜と定義される。

3.2.1. 小勒銜はルースリングおよびエッグバットチークとの併用が可能である。

3.2.2. 小勒銜には1箇所あるいは2箇所のジョイントがなければならない。ダブルジョイント小勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならず、ローラー以外に可動部があってはならない。中央接続部に舌押さえの作用があってはならない。

3.2.3. 銜の中央接続部にロックがかかり、ミュレンマウス水勒銜の効果がある小勒銜は許可されない。

3.3. 大勒銜

3.3.1. 大勒銜の銜身から下のレバーアーム(銜枝)の長さは10cm までとする。アッパーチークはロウアーチークより長くしてはならない。大勒銜に遊動式銜身がついている場合、大勒銜の銜身から下のレバーアーム(銜枝)の長さは、銜身が一番高い位置にある時に10cm を超えてはならない。

3.3.2. 大勒銜には真っ直ぐなチークあるいは S 字型チークをつけることができる。回転式レバーアーム(銜枝)をつけても良い。

3.3.3. 銜身は真っ直ぐであるか、あるいは舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の縁側下部から最大で高さ30mm とする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならず、その幅は少なくとも30mm 必要である。

3.3.4. 大勒銜に遊動式銜身がついている場合、大勒銜の銜身から下のレバーアーム(銜枝)の長さは、銜身が一番高い位置にある時に10cm を超えてはならない。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革、ゴム、あるいはシープスキン製でもよい。グルメットのフックは固定しても、固定しなくてもよい。

4. その他のアイテム

4.1. 人工の尾/長く見せるために付ける尾の使用は許可される。(ホックや紐穴を除いて)人工の尾に金属製の部分があってはならず、また重りを付けてもいけない。ランダムなチェックが行われ、この規則に違反している場合はイエロー警告カード、あるいは失権の対象となる。

4.2. イヤーフードは全ての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならず、また耳栓は許可されない。イヤーフードは控えめな色とデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。馬の耳栓は禁止さ

れているが、安全上の理由の理由からのみ、表彰式とインスペクションでの使用が許可される。ランダムなチェックが行われ、この規則に違反している場合はイエロー警告カード、失権の対象となる。

- 4.3. 馬への人工的な装飾は許可されていない。馬の体のいずれかの部分を塗ることも、既存の傷や怪我を覆い隠すことも許されない。この規則に違反している場合はイエロー警告カードと失権の対象となる。
- 4.4. 泡立ちを模するため、馬の口周囲にいかなる種類の白い物質(「マシュマロフラフ」様のもので、シェイ빙クリームなど)を使用することは厳しく禁止される。この規則に違反している場合はイエロー警告カード、あるいは失権の対象となる。
- 4.5. 装具。トレーニング、ウォームアップおよび競技場において、マルタンガール、ビットガード、あらゆる装具(ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネーザルストリップなど)、および馬の視界を妨げるあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。
- 4.6. フライマスク: フライマスクの使用は競技アリーナでは禁止されているが、チーフスチュワードと審判長の判断で、ウォームアップおよびトレーニングアリーナでの使用が許可される場合がある。

5. ブーツとバンデージ

全ての国際競技会において、アリーナでの演技中に馬の肢にブーツおよび/またはバンデージをつけることは禁止である。ブーツおよび/あるいはバンデージは競技用アリーナ周囲のスペースへ入場する前に外さなければならず、これを怠った選手にペナルティが科される。

6. 個体識別番号

6.1. 厩舎の外では、馬は常に個体識別番号を付けていなければならない。馬は競技会期間を通して、選手自身が用意した同じ個体識別番号を着用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技終了まで)実際に競技を行っている間、または練習およびスクリーニングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務付けられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これを繰り返した場合は競技場審判団から当該選手に罰金が課せられる。個体識別番号の文字色は指定しないが、白地に控えめな記載とする。個体識別番号は、少なくとも馬体の片側に表示されなければならない。

6.2. グレードⅠの選手の番号は1から始まる。

6.3. グレードⅡの選手の番号は2から始まる。

6.4. グレードⅢの選手の番号は3から始まる。

6.5. グレードⅣの選手の番号は4から始まる。

6.6. グレードⅤの選手の番号は5から始まる。

第 8432 条 コンペンセイティングエイド (Compensating Aids)

- 1.1. スタンダード・コンペンセイティングエイド (Standard Compensating Aids) は、FEI 馬場馬術規程に記載されている鞍馬具や装具以外の扶助と道具で、全ての機能プロフィールの選手が使用することができる。スタンダード・コンペンセイティングエイドは全ての選手が使用可能であり、FEI マスターリストに記載されている必要がない。
- 1.2. プロファイル特定コンペンセイティングエイド (Profile-specific compensating aids) は承認された鞍馬具以外で、特定のプロフィールの選手に使用が認められている扶助あるいは道具であり、クラシフィケーション評価後に FEI マスターリストに掲載される必要がある。プロファイル特定コンペンセイティングエイドの使用は、FEI あるいは競技会のチーフクラシファイアーへ申請する。
- 1.3. ノンスタンダード・コンペンセイティングエイド (Non Standard Compensating Aids) は上記以外の、規程に記載されていない個別の選手に必要な扶助や道具である。その選手個人に合わせて、同じグレードやプロフィールの選手より有利となることなく、騎乗することができるようにするためのものである。スタンダード・コンペンセイティングエイドやプロファイル特定コンペンセイティングエイドを改造したものや、個人の選手のために特別に誂えた道具も含まれる。
 - 1.3.1. ノンスタンダード・コンペンセイティングエイドは、実際に競技で使用する前に FEI コンペンセイティングエイド委員会の承認を得る必要がある。申請をする場合は、必要な書類(診断書、道具の説明、写真など)とともに書面で、出場する競技会のホースインスペクションの少なくとも2週間前までに FEI に提出されなくてはならない。FEI コンペンセイティングエイド委員会に承認されると、その選手のクラシフィケーション・マスターリストに、その道具が記載される。
 - 1.3.2. クラシフィケーション評価を受けたことのない選手は、最初の競技で(その場でクラシフィケーションを受けてグレード分けされた場合)、ノンスタンダード・コンペンセイティングエイドはチーフスチュワード、チーフクラスファイアーおよび審判長が使用を許可することができる。その後の競技会でその道具を使い続けるためには、FEI コンペンセイティングエイド委員会に申請し、マスターリストに記載されなければならない。
2. 競技で使用する全ての特別な道具/コンペンセイティングエイドがパラ馬術規程の要件を満たし、全てのノンスタンダード・コンペンセイティングエイドとプロファイル特定コンペンセイティングエイドが選手の FEI マスターリストに掲載されているようにすることは、選手の責任である。
3. ハンドホールド
 - 3.1. 全ての選手はバランスを保つために柔らかい(柔軟性のある)ハンドホールドを使用することができる。ハンドホールドは、掴んだときの高さが、鞍の前橋の一番高い位置から 10cm 以上離れていてはならない。鞍の前部分、前橋の前か上に取り付ける。これはスタンダード・コンペンセイティングエイドである。

- 3.2. 全ての選手はハンドホールドとしてネックストラップを使用することができる。この目的であれば、胸がいても使用が認められる。これはスタンダード・コンペンセイティングエイドである。
 - 3.3. 該当するプロフィールの選手は、必要に応じて、硬い(固定した)ハンドホールドの使用を認められる。硬いハンドホールドのサイズは上記の柔らかいハンドホールドと同じである。規定以外のサイズの場合はノンスタンダード・コンペンセイティングエイドとみなされる。硬いハンドホールドは FEI クラシフィケーション・マスターリストに掲載される必要がある。
4. 鞭
 - 4.1. 全ての選手はスタンダード・コンペンセイティングエイドとして、鞭(最長120cm)を1本使用することができる。鞭は湾曲していてもよく、その場合の測定は、曲線に沿ってではなく、鞭の先端から持ち手の端までとする。
 - 4.2. 該当するプロフィールの選手は、必要に応じて、2本の鞭を使用することができ、その場合は FEI マスターリストに記載されていなければならない。
 - 4.3. 鞭に改造を加えた場合は、FEI に承認され、FEI マスターリストに記載されていなければならない。
5. 手綱
 - 5.1. スプリット手綱と、弾力性のあるインサート手綱は、スタンダード・コンペンセイティングエイドとして全ての選手が使用可能であるので、クラシフィケーション・マスターリストに記載されている必要はない。
 - 5.2. スプリット手綱は、大勒銜から手綱が1本になる箇所まで、最低30cm なくてはならない。手綱は選手の拳の中では1本になっていなければならない。
 - 5.3. 該当する機能プロフィールの選手は、上半身の腕、手、指で手綱をコントロールすることができない場合、フットレーンを使用することができる。フットレーンは、その選手のコンペンセイティングエイドとして、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されていなければならない。
 - 5.4. 手綱が従来とは異なる方法で使用される場合、手綱は、選手とのコンタクトがあるポイントから馬の口まで、可能な限り直線でなければならない。
 - 5.5. 該当する機能プロフィールの選手は、鞍や胸がいの D リングにリングを通し、そこに手綱を通すことができる。この場合、手綱は銜から選手の拳、あるいは上半身まで直線でなければならず、てこの原理を働かせるような角度をつけてはならない。手綱がリングを通る位置は、アタッチメントから垂直に測定して、馬の髻甲から10cm 以上、12cm 以内でなければならない。これらのリングは、固定されてはならない。このような手綱はその選手のコンペンセイティングエイドとして、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されていなければならない。
 - 5.6. 手綱に結び目を作ることは、スタンダード・コンペンセイティングエイドとして認められる。左右の手綱にそれぞれ1箇所ずつ、手綱を一巻きした結び目を作ることができる。それより大きい結び目、複数の結び目については、ノンスタンダード・コンペンセイティングエイドと見なされる。手綱止めも認められ、大きさ、数は結び目を作る場合と同じである。

- 5.7. ループ手綱とラダー(梯子状)手綱はプロファイル特定コンペンセイティングエイドである。
- 5.7.1 ループ手綱: 片方の手綱につき最大で4つのループがあって良い。それぞれのループストラップの長さは30cm 以内であること。ループストラップは固定アタッチメントに取り付けるか、調整可能なクリップ式のアタッチメントで取り付ける。片方の手綱につき、8個のアタッチメントをつけてよい。
- あるいは、6つのフィンガーループを手綱に縫い付けることができる。それぞれのループは10cm 以内であること
- 5.7.2 ラダー手綱は最大3段の段があってよい。段になっている手綱は1本であること。
- 5.8. 該当するプロファイルの選手は、コネクティング・レーン・バーを使用することができる。これは左右の手綱をつなぐ、表面が滑らかで丸みのある、硬いバー(棒)である。このバーは左右の手綱の途中に取り付けられ、手綱の幅を超えてはならない。バーは最長30cm とする。
6. 馬具に取り付けるストラップ
- 6.1. 選手は、アクシデントが発生した場合に、自動的に体が解放されないメカニズムによって、特定の位置に固定されてはならない。マジックテープや革、柔軟素材のストラップを使用する場合も、選手が落馬できるように取り付けなければならない。
- 6.2. 選手の機能プロファイルとグレードによって、必要であると判断された場合に、選手が鞍に座るのをサポートするため、下半身の、膝より上にマジックテープを使用することができる。このようにマジックテープを使用する場合、その選手のコンペンセイティングエイドとして、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されていなければならない。
- 6.3. 選手がマジックテープかそれに類似する素材を使用する場合、50cmを超えてはならない。重なる部分は1箇所につき、3×6cm を超えてはならない。片足につき、マジックテープかそれに類似する素材の重なる部分は3×6cm を超えてはならない。安全上の理由から、マジックテープはV字型に重なるようにすることを推奨する。マジックテープはリングやストラップを通して折り返し、そのテープ自体に重ねて留めてはならない。
- 6.4. 該当するプロファイルの選手は、下肢のコントロールのために、鎧革から腹帯へ、あるいは鎧から腹帯へストラップを取り付けることができる。ストラップは腹帯から鎧革までを測ったときに5cm 以下であってはならず、外れるようにマジックテープの部分がなくてはならない。このようなストラップは、その選手のコンペンセイティングエイドとして、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されていなければならない。
7. 鎧革
- 7.1. 片足の選手は、片方の鎧だけで騎乗することができる。選手が義足を使用する場合は、鎧を2本使用しなければならない。

- 7.2. 該当するプロフィールの選手は、鎧なしで騎乗することができる。この場合は、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されていないといけない。
- 7.3. 足が鎧に収まるよう、ゴムバンドを使用することができる。選手が落馬できるような幅、長さ、強度のものを使用しなければならない。マグネット鎧は許可されている。ゴムバンドとマグネット鎧はスタンダード・コンペンセイティングエイドとして全ての選手が使用することができ、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されている必要はない。
- 7.4. 足が鎧に入ってしまうのを防ぐため、鎧は前がクローズになっているもの(クローズド鎧)を使用しても良い。これはスタンダード・コンペンセイティングエイドとして全ての選手が使用することができ、FEI クラシフィケーション・マスターリストに記載されている必要はない。

8. 馬装とコンペンセイティングエイドのチェック

- 8.1. 禁止された装備でフィールドオブプレイに入ることを防ぐため、最終ウォームアップ馬場を出る前に、スチュワードによる目視によるチェックを行うことができる。しかし、禁止された馬装で入場しない責任は全て選手にある。目視チェックは選手をサポートする意味合いであり、義務づけではないため選手はサポートを断ることができる。スチュワード 1 名を選任して、各馬がアリーナを出た直後に馬装を点検させなければならない。違反があった場合には、C 地点審判員に報告する。馬によっては口が大変敏感なため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない(FEI スチュワードマニュアルを参照)。
- 8.2. 必要な時にイヤーフードを取り外すことは、選手/グルームの責任である。
- 8.3. スチュワードは頭絡を点検する際に使い捨ての手術用/保護用手袋を着用し(各馬につき1組の手袋)、点検が終了するまではめていなければならない。

第 8433 条 ホースインスペクションと獣医検査

1. ホースインスペクションと獣医検査は、FEI 獣医規程に則って行われる。

第 8434 条 馬パスポート

1. FEI 一般規程、獣医規程参照。

第 8435 条 馬の薬物規制

1. 馬の薬物規制は、FEI 一般規程と獣医規程に則って行われる。

第 8436 条 馬の調教

1. 安全上の理由から、全てのパラ馬術競技会では、調馬策が行われているアリーナで騎乗してはならない。同じアリーナ内での複数の馬の調馬策運動は、スチュワードが安全であると判断した場合のみ許可される。

2. グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの馬は、1日30分まで、トレーナー、コーチ、グルーム、あるいは選手のNFに任命された他の選手が騎乗および/あるいは調教することができる。トレーナー、コーチ、グルーム、あるいは選手のNFに任命された他の選手は騎乗する際に、識別のために腕章をつける必要がある。上記のトレーニングに許可された合計時間は、スチュワードによって慎重に監視され、制限される。オフィシャル・スチュワードが不在な場合は、馬を調教してはならない。
3. グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの選手の馬は、馬場馬術課目の演技をするために競技アリーナへ入場する15分前から、選手以外の乗り手がトレーニング/調教することはできない。しかし、その15分間に、選手を乗せて、あるいは乗せないで、馬を曳くことはできるが、その際、地上から調教してはならない。
4. 選手を乗せずに、選手/トレーナー/コーチあるいは任命された代表者が馬を調馬策することができるが、競技アリーナ入場15分前からは調馬策することができない。調馬策には、シングル・ダイレクト・サイドレーン、あるいはダブル・スライディング・サイドレーン(トライアングル)を使用することができる。調馬策の使用は1本のみとする。
5. OCは、外国人技術代表(あるいは審判長)および/あるいはチーフスチュワードと相談の上、OCによって決められた時間に、競技アリーナの中と周囲で騎乗していいかを判断することができる。グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲでは、トレーナー/コーチあるいは代表者が選手の代わりに騎乗することができる。グルームやその他の選手が調教していた場合、馬とその選手は競技から失権となる。
6. 外国人技術代表、あるいは審判長および/あるいはチーフスチュワードの許可なく、決められた調教時間以外に馬を調教してはならない。馬が会場に到着後、いかなる時も決められた場所以外で調教してはならない。厩舎での調教は認められていない。この規則に違反する場合は、イエロー警告カードと失権の対象となる。外国人技術代表および/あるいは審判長とOCの許可がある場合を除いて、全ての馬は最後の競技が終わり、表彰式が終わるまで会場を離れてはならない。
7. 馬は、健康上の理由で獣医師が許可する場合を除いて、いかなる目的のためにも会場を離れることはできない。獣医師が許可する場合は、獣医師は速やかに外国人技術代表および/あるいは審判長にこの決定について伝えなければならない。
8. 可能であれば、ステーブルマネージャーの許可を得て、馬を適切な場所で放牧することができる。
9. グレードⅣ、Ⅴの馬は、会場に到着後、その馬で競技に出場する選手以外は騎乗してはならず、これに違反した場合には失格となる。例えば、鞍にまたがったグルームが、長く、かつ安全な手綱

で常歩することや、トレーナーや代表者が調馬策と口頭で、地上から支援することは許可されている。

10. どんな場合でも、選手/馬は、競技アリーナを競技の演技中か決められたトレーニング時間以外に使用してはならず、これに違反した場合は失格となる。

第 8437 条 馬の共有

1. 馬は、同じ NF の所属で、異なるグレードの 2 名の選手で共有することができる。最初の競技の開始1時間前までに、変更について OC に通達し、変更が許可された場合のみ、同じ NF に所属する 2 名の選手が馬を共有することができる。したがって、馬は異なるグレードのチーム競技に(1回ずつ)2回出場することができる。
2. (同じ NF に所属する)2 名の選手が馬を共有する場合、以下の要件が適用される。
 - 2.1. グレード I、II、III の選手が騎乗する馬は、トレーナー/コーチ/グルームが乗る時間は、共有されている場合も 1 日合計30分である。(つまり、グレード I、II または III の 2 名の選手が共有する場合、2 名の 1 日の合計時間が最長で30分となる。)
 - 2.2. アリーナの馴致時間の各セッションは馬ごとに割り当てられており、選手ごとではないので、2 名の選手が共有する馬には、一度のセッションのみが割り当てられる。
3. 低いグレードの選手(グレード I、II、III)と高いグレードの選手(グレードIV、V)が馬を共有する場合は、以下の要件が適用される。
 - 3.1. 競技の行われる日に、低いグレードの選手が先に競技に出場する場合は、トレーナー/コーチ/グルーム/その他の選手が、競技の前に騎乗することができる。
 - 3.2. グレードの高い選手が先に競技に出場する日は、グレードの高い選手の騎乗が、グレードの低い選手に許されている(トレーナー/コーチ/グルームによる)30分間の調教と同等とみなされ、グレードの低い選手にそれ以上の(下乗り)時間は認められない。これは馬のウェルフェアのためである。
 - 3.3. 競技のない日には、グレードの高い選手と低い選手両方が騎乗することができるが、トレーナー/コーチ/グルームの(30分間の)調教時間は認められない。この場合は、グレードの高い選手の騎乗が低い選手の調教であると考えられるためである。
4. 同じグレードの選手、あるいは異なる NF に所属する選手は、同じ馬を同じスターの競技で共有することはできない。
5. 共有される場合、グレード I、II、III の選手の馬は、トレーナー、あるいは代表者のみがウォーミングアップをすることができる。

第VI章 オフィシャル

第 8438 条 審判員

1. CPEDI では、審判員は OC が任命する。その年の FEI 選手権/大会に任命されているジャッジを最大 3 名まで招待することが出来る。
2. FEI 選手権と大会においては、審判員は FEI が任命する。FEI は審判長、その他の審判員と少なくとも予備審判員を指名する。任命される人数は、競技のスケジュールやアリーナの面数によって異なる。
3. 審判員のレベル
 - ☞ FEI レベル4審判員
 - ☞ FEI レベル3審判員
 - ☞ FEI レベル2審判員
 - ☞ FEI レベル1審判員
4. 既存の規程でカバーされない状況にあっても、審判員は、該当する場合は外国人技術代表と協議し、FEI 一般規程とパラ馬術規程を参考にして、公正な結果を出すのに最善と考えられる方法で、決断を下すものとする。
5. 競技会の審判員要件は以下の通りである。

CPEDI1*	最低 2 名の審判員 審判長はレベル 3 以上 少なくとも 1 名の FEI レベル2以上の審判員がいること 3審の場合、1 名は国内審判員か、レベル1審判員で可 5審の場合、2 名が国内審判員か、レベル1審判員で可 ヨーロッパでは、少なくとも2つの国籍の審判員がいること
CPEDI2*	最低 2 名の審判員 審判長はレベル 3 以上 少なくとも 1 名の FEI レベル2以上の審判員がいること 3審の場合、1 名は国内審判員か、レベル1審判員で可 5審の場合、2 名が国内審判員か、レベル1審判員で可 欧州では、少なくとも2つの国籍の審判員がいること
CPEDI3*	3審、あるいは5審とする 審判長はレベル 3 以上 5審の場合： 3 名は少なくともレベル3であること

	<p>1名はレベル3でなければならない。 欧州では、1名はレベル2でなければならない。(欧州以外でも推奨される。) 少なくとも4つの国籍の審判員がいること 3審の場合: 2名は少なくともレベル3であること 欧州では、1名はレベル2でなければならない。(欧州以外でも推奨される。) 少なくとも3つの国籍の審判員がいること</p>
FEI 選手権と地域大会	<p>5審とする 審判長はレベル4 レベル3と4のリストから、FEI が指名する 5名が異なる国籍であること</p>
FEI 世界選手権とオリンピック大会	<p>5審とする 審判長はレベル4 レベル4のリストから、FEI が指名する 5名が異なる国籍であること</p>

6. 各審判には、同じ公用語を話し、書くことができるセクレタリーがつく。
7. C 地点審判員は、セクレタリーの他に、特別なアシスタントが必要であるか判断する。そのアシスタントは、課目の流れを確認し「経路違反」および/あるいは「課目の実施の誤り」が発生したときに、審判長に知らせる。
8. レベル2、3、4の審判員は、いかなる場合も、パラ馬術競技会において、セクレタリーとして、あるいは審判長、審判員のアシスタントなどの業務を行ってはならない。しかし、レベル2審判員は、許可のある場合は高いレベルの審判員にシットインすることができる。
9. FEI 外国人審判員は、ホースインスペクションに間に合うように到着しなければならない。選手権と大会では、審判員が最初の競技の前に顔を合わせることは義務となる。これは CPEDI3*以下の競技会でも推奨される。
10. いかなる競技会でも、審判員は1日に45頭以上をジャッジするよう求められることはできない。
11. 可能であれば、一貫した成績のために、同じ審判員がチーム競技の(全てのグレードの)それぞれの課目を審査することが推奨される。同じ審判員が、または審判員を交代して、別の競技を審査する。

12. 業務に関連して利害の抵触がある場合、審判員は業務についてはならない(FEI 一般規程参照)。詳細については、附則Ⅶ、パラ馬術審判員のための注解を参照。
13. FEI パラ馬術審判員は、シニア競技会の業務についてはならず、同じ大陸で同じカレンダー一年に、国際競技に出場してはならない。審判員は、その年の 1 月 1 日までに、該当する年に関して、審判をするか競技に出場するか、NF を通して FEI に通達しなければならない。
14. 審判長
 - 14.1. 審判長は、審判員をそれぞれの競技に割り当て、配置を決める。
15. 外国人審判員
 - 15.1. CPEDI において外国人審判員は、FEI の代表として、競技会が FEI の規則に従って、また FEI によって承認された実施要項に基づいて実施されていることを確認する。外国人審判員は実施要項に特定され、外国人審判員レポートを提出する必要がある。外国人審判員は少なくとも FEI レベル3出なければならない。
 - 15.2. 国際競技会が開催されている国の国籍ではない審判長、あるいは他の審判員が外国人審判員の役割を担う。
 - 15.3. FEI によって外国人技術代表が任命されている場合は、外国人審判員は任命されない。
 - 15.4. 国際競技会が開催されている国の国籍ではないオフィシャルは、外国人とみなす。

第 8439 条 技術代表

1. CPEDI では、技術代表を任命することができる。
2. 全ての選手権と大会で、外国人技術代表が任命されなければならない。選手権と大会の技術代表は FEI が任命する。
3. 全てのレベルの競技会で業務につく資格のある技術大丈のリストは、FEI が保有している。
4. 技術代表は、OC とチーフスチュワードと連携して、事前に競技会の準備を確認し、承認する。技術団表は競技会の実施に関する技術的、管理的な段取りを承認する必要がある。つまり、馬の検査、インスペクション、選手と馬の滞在先、競技会のスチュワード業務に関してなどである。技術代表は、全ての技術担当者のブリーフィングと業務を監督する。技術代表は全てを調査し、判断が必要な場合は審判員に報告し、助言する。技術代表が全ての準備に満足していることを審判員に報告するまで、技術代表の権限は絶対的なものとする。その後、技術代表は引き続き競技の技術

的、管理的実施を監督し、審判員、獣医師委員会、OCに助言し、支援する。技術代表は、可能な限り外国人であるべきである。

第 8440 条 クラシファイアー

1. クラシフィケーションは、IPC クラシフィケーションコードに沿って行われる。全ての CPEDI と FEI 選手権で、FEI パラ馬術クラシフィケーション規程で定義されているクラシフィケーション委員会がその場になくしてはならない。クラシファイアーは、クラシフィケーションを受けた全ての選手の最初の出場が完了するまで、残っていなければならない。
2. 視覚障害の選手（プロファイル36と37）のクラシフィケーションは、国際視覚障害者スポーツ連盟（IBSA）のクラシフィケーション委員会（FEI パラ馬術クラシフィケーション規程で定義されている）が行う。
3. FEI は、FEI によって任命される主要選手権を除く、全ての競技会のクラシファイアーを承認する。全てのレベルの競技会でクラシフィケーションを行う資格があるクラシファイアーのリストは、FEI が保有する。
4. FEI 選手権と大会においては（可能であれば）、FEI は1名のレベル4チーフクラシファイアーと、1名の少なくともレベル3のクラシファイアーを任命する。
5. CPEDI では、少なくともレベル3のチーフクラシファイアーと、レベル2以上のクラシファイアーが、OC によって任命されなければならない。
6. 必要に応じて、クラシファイアーがドロウの24時間前に到着するよう、招待する必要がある。

第 8441 条 スチュワード

1. FEI 一般規程でスチュワードについて定められているが、その中の規則や規制は全ての FEI パラ馬術競技会に適用される。
2. チーフスチュワードは、競技会を通してのスチュワード業務を取り仕切る責任がある。
3. チーフスチュワードは競技会のレベルに適した一定の安全が保たれており、業務にあたって十分な人数のスチュワードがいることを確認する。
4. チーフスチュワードは、競技会中に実施される、開会式、閉会式、その他の全てのイベントがスムーズに実施されるよう、OC、審判員、技術代表を支援する。

5. FEI 選手権と大会では、FEI がチーフスチュワードを任命する。
6. CPEDI では、OC がチーフスチュワードを任命する。
7. 競技会の規模(競技会の全体の参加者数)と種類に応じて、OC は競技会前に、チーフスチュワードと協議の上、十分な人数のスチュワードを任命しなければならない。
8. 国際競技会に従事する全てのスチュワードは、少なくともレベル1であることが推奨される。それ以外の場合は、チーフスチュワードから特定の業務に関する正式な指示を受けていなければならない。

CPEDI1*	チーフスチュワードは少なくとも FEI レベル3 少なくとも 1 名の FEI レベル 1 以上のスチュワードがいること
CPEDI2*	チーフスチュワードは少なくとも FEI レベル3 少なくとも 1 名の FEI レベル 1 以上のスチュワードがいること
CPEDI3*	チーフスチュワードは少なくとも FEI レベル3 少なくとも3名の FEI レベル2以上のスチュワードがいること
FEI 選手権と地域大会	チーフスチュワードは少なくとも FEI レベル4 少なくとも3名の FEI レベル2以上のスチュワードがいること
FEI 世界選手権と パラリンピック大会	チーフスチュワードは少なくとも FEI レベル4 少なくとも3名の FEI レベル2以上のスチュワードがいること

第 8442 条 獣医師委員会と獣医師代表

(FEI 獣医師規程参照)

第 8443 条 経費と特権

1. OC は、審判員、クラシファイアー、技術代表、チーフスチュワードを含む全ての FEI パラ馬術国際オフィシャルの、交通費と滞在費を負担する。
2. FEI オフィシャル(審判員、クラシファイアー、技術代表、チーフスチュワード)の日当は以下の通りである：
 - 3.1. 1 日最低100ユーロ(この金額はその他の経費としての報酬であり、OC が関連する税金を全て負担した後の金額)が、業務に従事した日数分支払われる。
 - 3.2. 獣医師代表の日当：一般規程参照

附則 I パラ馬術アリーナ
(原文参照)

附則Ⅱ FEI パラ馬術審判員のための注記

1. FEI は国際馬術スポーツに従事する全ての人々が、FEI オフィシャルのための行動規範(一般規程参照)と、パラ馬術審判員のための注記を遵守することを求めている。
2. FEI パラ馬術審判員は、パラ馬術と馬の専門家であり、馬場馬術の原則と、FEI 規則と規定に関しての知識を持ち、その技術的能力に基づいて、全ての FEI パラ馬術競技会で審査をする資格がある。
3. 審判員は常に FEI を代表する。
4. 審判員は、実際の、あるいはそのように認識される利益の抵触を避けなければならない。審判員は選手、オーナー、トレーナー、OC、その他のオフィシャルに対して公正な立場を取り、チームとしてうまくまとめなければならない。経済的、または/あるいは個人的利益が、審判員の審査に影響を与えている、あるいは与えていると思われることは、あってはならない。
5. 競技会の期間中、業務にあたるため、健康な状態を保つことは審判員の責任である。
6. CPEDI に従事するにあたり、「利益の抵触」に繋がる可能性のある行動を以下に示すが、この限りではない。
 - 6.1. 競技会の12ヶ月前に3日間以上、参加する馬/選手のトレーニングをする。
あるいは
 - 6.2. パラリンピック大会、FEI 世界大会、大陸選手権の9ヶ月前に馬/選手のトレーニングをする、またはいずれかの FEI 競技会の3か月前に該当する馬/選手のトレーニングをする。
 - 6.3. 自国に有利となる審査
7. 審判員は、上記の状況や、利益の抵触と思われる可能性のある状況が発生した場合、FEI に書面で通知する責任がある。
8. 審判員は、審査する課目に対して十分に準備をし、OC、その他の審判員と、よく協力しなければならない。
9. 審判員は常に相応しい服装をして、常に FEI の代表であるということを認識する必要がある。審判中、ジャッジボックス内での、携帯電話を含む電子コミュニケーション機器の使用は禁止されている。その日の審判が終了するまで、アルコールは控えるべきである。審判に際して、過去の競技のスコアを使用してはならない。

10. 業務に従事している人々(プロモーションの要件を満たすためのオフィシャルを含む)だけがジャッジボックスに入ることが許される。その他の例外は、審判長の承認が必要であり、外国人審判員レポートに記載されなければならない。

11. FEI および FEI パラ馬術委員会は、追記および FEI の規則と規程に従わない審判員に対して、懲戒処分を行う権利がある。

12. 懲戒処分には、以下が含まれる場合がある。(規程の FEI オフィシャルの行動規範も参照)
 - 警告文書
 - 一時的な資格停止
 - 降格
 - FEI パラ馬術審判員リストからの除名

13. 審判員は、業務に従事するにあたって、共有される選手、またはその他 FEI オフィシャルの個人情報尊重し、保護しなければならない。

附則Ⅲ 全頭貸与馬のpara馬術競技会のためのガイドライン

FEIの承認を得て、主催NFが貸与馬で国際競技会を開催することができる。その場合、以下の条件が適用される。

1. 実施要項には、貸与馬で競技を行うための追加の条件が確立される必要がある。ホースインスペクションとドロウの前に技術的なミーティングを開催し、チーム監督、選手、馬のオーナーとオフィシャルに、貸与馬と競技会の運営に関する特別な条件について、報告する必要がある。
 - 1.1. OCは、各グレードの各選手が、気性が穏やかで、スタンダードな要件を満たすよう調教された適切な馬を2頭選べるよう、必要な頭数を用意する。
2. 全ての馬は、出場する競技のレベル、あるいはそれ以上の調教がされており、気性が穏やかでなければならない。
 - 2.1. 選手が2頭選ぶのに十分な頭数が確保できない場合、グレードごとに上記の条件を満たす、選手の人数と同数の馬に加え、人数の33%にあたる頭数を予備馬として用意するべきである。
 - 2.2. 馬のドロウは遅くとも最初の競技の24時間前に、なるべく早い時間に行われなければならない。
3. ホースインスペクションは、チーム監督、あるいはチームの代表、選手、審判長と獣医師委員会、あるいは獣医師代表が出席して行われなければならない。馬は適切に個体識別ができる状態でなければならない。
 - 3.1. 馬のオーナーは、馬の使用にあたっての規則に従って、頭絡を用意する。外国人技術代表および/あるいは審判長が各馬の頭絡と銜を確認する。これらの頭絡と銜は競技会を通して、所有者またはその代表者との合意がある場合以外に、交換することはできない。また所有者は、選手が持参した鞍が合わなかった場合のために、鞍も用意しなければならない—行動規範を参照のこと。全ての予備馬もインスペクションを受けなければならない。馬の変更はFEI獣医師代表、外国人審判員および/または外国人技術代表が承認した場合のみ行うことができる。チームの馬はチーム内で交換することができる。
4. 最初の競技が行われる日か、その前日の夜に、出場オーダーを決めるためのドロウが実施される。
5. OCは、馬が適切ではないと判明した場合、またはドロウ後に獣医師代表/委員会によって競技に適さないことが判明した場合に備え、各グレードに適切な予備馬を妥当な頭数用意する必要がある。予備馬はドロウのあとで指定することができる。
 - 5.1. 上記の場合、予備馬のためのドロウが行われる。これらの馬は、インスペクションを通過していなければならない。参加する選手の人数や馬の頭数に関わらず、ドロウには選手の人数より多い頭数が用意されているようにしなければならない。

6. 各選手がドローの結果、競技会全体を通して2頭あるいは3頭の馬を引く場合、できれば競技が始まる前日に、少なくとも1時間、割り当てられた馬で練習する時間が確保されるべき必要がある。各競技前に選手は30分間馬をウォームアップし、調教することができる(5項に該当する競技会を除く)。これは、外国人技術代表と/および FEI スチュワードが監督しなければならない。
7. 開催国内の馬のみが参加し、NF が受け付けた書類で問題なく個体識別ができるのであれば、FEI パスポートは必要ない。

附則Ⅳ COMPENSATING AIDS SUMMARY(コンペンセイティングエイド概要)

(原文参照)

附則Ⅴ 罰則—概要

リストに記載されている罰則に加えて、FEI 一般規程に従って、該当する機関から他の罰則が課される場合がある。

該当条項	罰則	条文の抜粋
8405	失格	全てのレベルの競技会において、獣医師や医師による別途の証明書を提示しない限り、参加資格を得ている場合には参加することが義務付けられている。参加の義務がある競技に、正当な理由なく参加しない選手は、当該競技会の他の競技で獲得した順位と賞金を失い、競技会から失格となる
8415	失格	選手/馬は競技で演技を行う場合か、あるいは OC の裁量によりメインアリーナがトレーニング用に解放されている場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる。
8416	失権	安全のために、グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの選手とプロフィール36(全盲)の選手は演技が始まる前に、アリーナ外周をトレーナー、または代表者が付き添うことができる。付き添いは馬を引くことができるが、地上から馬を調教してはならない。付き添いの人物は、演技中はフィールド・オブ・プレイの外に待機する。演技が終了したら、再びアリーナ外周で選手に付き添うことができる。危険な場合のみ、付き添いはアリーナの中に入ることができる。緊急時以外の外部からの援助は、許可されない援助とみなされ、該当選手は失権となる
8416	失権	グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの選手の場合、安全のためにヘルパー(上記のトレーナーやその他の付き添いを含め、最大で4名)が、アリーナの外の隅角付近に待機することができる。各ヘルパーは、審判員の視界の妨げとならないよう、立つ位置についてスチュワードの指示に従う。緊急時にヘルパーは物理的な援助をすることができる。緊急援助を受けた場合のペナルティーは、その時点で、あるいは演技終了後、C 地点審判員が判断し、失権とすることもできる。緊急時以外の外部からの援助は、許可されない援助とみなされ、該当選手は失権となる。
8416	イエロー警告カード	フィールド・オブ・プレイ入場前に、選手はそれぞれのグレードで許されている運動項目のみを行い、これは自由演技でも同様である。このルールに違反した場合は、イエロー警告カードの対象となる。
8421	失権	「経路違反」と「課目/実施の誤り」。上記の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かに関わらず、「経路違反」と「課目/実施の誤り」は全てペ

		<p>ナルティの対象となる。</p> <p>1回目（各審判員の）合計得点率から0.5%減じる</p> <p>2回目（各審判員の）合計得点率から1%減じる</p> <p>3回目 失権</p>
8421	失権	<p>ベルが鳴ってから120秒以内にアリーナへ入場しなかった場合、当該選手は失権となる。C 地点審判員に正当な理由を報告していた場合をのぞく。（馬が蹄鉄を落とした、など。）</p>
8421	失権	<p>著しい跛行が見られる場合、C 地点審判員は選手に選手と馬のコンビネーションの失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない</p>
8421	失権	<p>人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手と馬のコンビネーションは失権となる。</p>
8421	失権	<p>6.4馬が選手のコントロールを離れ、アリーナから4肢全てが出てしまった場合は、当該競技において失権となる。しかし、選手が馬をアリーナの外に誘導した場合、あるいはアリーナが完全に囲われていない場合は、自動的に失権とはならない。C 地点審判員が判断をする。このような場合には、大幅に減点される。</p> <p>6.5馬が意図せずに、フェンスが連続しているアリーナで4肢とも出てしまいそうになった場合、スチュワードまたは適切な人員が、選手が安全にアリーナに再入場できるよう、1つかそれ以上のフェンスを移動させる。</p>
8421	失権	<p>反抗は、60秒を超えてはならない。しかしながら、選手や馬、役員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から60秒よりも早い時点で失権となる</p>
8421	失権	<p>許可されていない外部からの援助</p>
8421	失権	<p>競技で使用する全ての装具がパラ馬術規程の要件を満たしていることを確認するのは、選手の責任である。間違った装具で出場した場合、選手と馬のコンビネーションは失権となる。</p>
8421	失権	<p>課目演技中にC 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる</p>
8421	失権	<p>選手と馬のコンビネーションが、要求されているレベルを満たさない場合。</p>

8421	失権	馬のウェルフェアに反する演技、および/あるいは乱暴な騎乗。
8424	失格	入賞した選手は表彰式に参加しなければならない。医師あるいは獣医師の証明なく表彰式に参加しなかった選手は、当該競技における資格を失い、入賞や表彰が取り消される。
8431	イエロー警告カード	人工の尾/長く見せるために付ける尾の使用は許可される。(ホックや紐穴を除いて)人工の尾に金属製の部分があってはならず、また重りを付けてもいけない。ランダムなチェックが行われ、この規則に違反している場合はイエロー警告カード、あるいは失権の対象となる
8431	イエロー警告カード/失権	馬への装飾は許可されていない。馬の体のいずれかの部分を塗ることも、既存の傷や怪我を覆い隠すことも許されない。この規則に違反している場合はイエロー警告カードと失権の対象となる。
8431	イエロー警告カード/失権	馬への人工的な装飾は許可されていない。馬の体のいずれかの部分を塗ることも、既存の傷や怪我を覆い隠すことも許されない。この規則に違反している場合はイエロー警告カードと失権の対象となる。
8431	イエロー警告カード/失権	泡立ちを模するため、馬の口周囲にいかなる種類の白い物質(「マシュマロフラフ」様のもので、シェイビングクリームなど)を使用することは厳しく禁止される。この規則に違反している場合はイエロー警告カード、あるいは失権の対象となる
8431	失権	装具。トレーニング、ウォームアップおよび競技場において、マルタンガール、ビットガード、あらゆる装具(ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バラシングレーン、ネーザルストリップなど)、および馬の視界を妨げるあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる
8436	失格	グレードIV、Vの馬は、会場に到着後、その馬で競技に出場する選手以外は騎乗してはならず、これに違反した場合には失格となる。例えば、鞍にまたがったグルームが、長く、かつ安全な手綱で常歩することや、トレーナーや代表者が調馬策と口頭で、地上から支援することは許可されている
8436	失格	どんな場合でも、選手/馬は、競技アリーナを競技の演技中か決められたトレーニング時間以外に使用してはならず、これに違反した場合は失格となる
8436	イエロー警告カード/失権	外国人技術代表、あるいは審判長および/あるいはチーフスチュワードの許可なく、決められた調教時間以外に馬を調教してはならない。馬が会場に到着後、いかなる時も決められた場所以外で調教してはならない。厩舎での調教は認められていない。この規則に違反する場合は、イエロー警告カードと失権の対象となる。外国人技術代

		表および/あるいは審判長と OC の許可がある場合を除いて、全ての馬は最後の競技が終わり、表彰式が終わるまで会場を離れてはならない
--	--	---